# 有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年10月1日 (第112期) 至 平成23年9月30日

# 日本農薬株式会社

(E00937)

# 有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 日本農薬株式会社

# 目 次

第112期	有	一個証券報告書
【表紙】		
第一部		【企業情報】 2
第1		【企業の概況】 2
	1	
	2	
	3	
	4	EDGENERAL PROPERTY OF THE PROP
	5	
第2		【事業の状況】 9
	1	【業績等の概要】9
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	174 ST 17
第3		【設備の状況】32
	1	
	2	
	3	Elsenia - Antiset have 1 d - El Late
第 4		【提出会社の状況】35
	1	
	2	
	3	
	4	# h to them   A how   N   W
	5	
tota _	6	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
第 5		【経理の状況】
	1	【連結財務諸表等】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
tete o	2	EVA 200 H TX 4 E
第6		【提出会社の株式事務の概要】
第7		
	1	
foto - dans	2	1 C 1 C 2 S 3 111 1 M 2
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】・・・・・・114

# 監査報告書

内部統制報告書

確認書

頁

# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月22日

【事業年度】 第112期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神 山 洋 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目2番5号

【電話番号】 東京3274局3382(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部副本部長兼管理本部経理・システム部長 浜出信正

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目2番5号

【電話番号】 東京3274局3382(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部副本部長兼管理本部経理・システム部長 浜出信正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

# (1) 連結経営指標等

回次		第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
売上高	(百万円)	38, 732	38, 020	38, 115	40, 391	40, 450
経常利益	(百万円)	3, 235	3, 610	3, 206	2, 954	3, 334
当期純利益	(百万円)	1,612	2, 046	1, 657	1,608	2, 178
包括利益	(百万円)	_	_	_	_	2, 082
純資産額	(百万円)	30, 489	30, 754	31, 041	31, 963	33, 424
総資産額	(百万円)	49, 149	47, 779	47, 135	47, 367	48, 956
1株当たり純資産額	(円)	442. 09	449. 62	461. 22	475. 20	497. 14
1株当たり当期純利益	(円)	23. 35	29. 91	24. 70	24. 01	32. 52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	62. 03	64. 07	65. 58	67. 21	68. 00
自己資本利益率	(%)	5. 33	6. 70	5. 39	5. 13	6. 69
株価収益率	(倍)	34. 35	19. 99	26. 28	19. 99	11. 38
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1, 388	2, 456	2, 898	4, 276	3, 746
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1, 971	△1, 383	△1, 588	△324	△1, 045
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,843	△145	△2, 314	△636	△1, 462
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	3, 027	3, 943	2, 913	6, 214	7, 448
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	660 (173)	689 (172)	713 (176)	712 (190)	711 (193)

<sup>(</sup>注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

<sup>2</sup> 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載していません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
売上高	(百万円)	34, 772	33, 929	34, 927	36, 464	36, 885
経常利益	(百万円)	2, 852	3, 217	3, 026	2, 515	2, 875
当期純利益	(百万円)	1, 408	1,830	1, 584	1, 360	1, 909
資本金	(百万円)	10, 939	10, 939	10, 939	10, 939	10, 939
発行済株式総数	(株)	70, 026, 782	70, 026, 782	70, 026, 782	70, 026, 782	70, 026, 782
純資産額	(百万円)	33, 076	33, 043	33, 361	34, 049	35, 273
総資産額	(百万円)	49, 233	47, 306	46, 756	46, 682	48, 280
1株当たり純資産額	(円)	479. 60	485. 32	497. 77	508. 26	526. 75
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	7. 00 (2. 50)	9. 00 (3. 50)	9. 00 (4. 50)	9. 00 (4. 50)	9. 00 (4. 50)
1株当たり当期純利益	(円)	20. 40	26. 76	23. 61	20. 31	28. 51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	67. 18	69. 85	71. 35	72. 94	73. 06
自己資本利益率	(%)	4. 28	5. 53	4. 77	4. 04	5. 51
株価収益率	(倍)	39. 31	22. 34	27. 49	23.63	12. 98
配当性向	(%)	34. 31	33. 63	38. 12	44. 31	31. 57
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	389 (43)	402 (44)	411 (45)	414 (53)	416 (51)

<sup>(</sup>注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

<sup>2</sup> 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載していません。

<sup>3</sup> 第109期の1株当たり配当額9円には、創立80周年記念配当2円を含んでいます。

#### 2 【沿革】

昭和3年11月 旭電化工業株式会社(現株式会社ADEKA)の農業薬品部と藤井製薬株式会社が合併 して、本邦最初の農薬総合メーカーを設立

昭和5年12月 病害虫の研究を目的として大阪府河内長野市に研究農場を開場

昭和9年5月 大阪府大阪市西淀川区に大阪工場建設

昭和28年4月 埼玉県戸田市に東京工場建設

昭和34年1月 本社を大阪より東京に移転

昭和36年10月 沖縄に第一農薬株式会社を設立

昭和38年3月 韓国農薬株式会社と技術提携

昭和38年7月 東京証券取引所市場第二部上場

昭和43年7月 佐賀県三養基郡に佐賀工場建設

昭和44年9月 マレーシアにA. C. M. (マレーシア農薬)を設立

昭和49年6月 株式会社ニチノー緑化(現連結子会社)を設立

昭和51年12月 茨城県神栖市に鹿島工場建設

昭和53年9月 鹿島工場にいもち病防除剤フジワン原体合成プラント完成

昭和58年9月 鹿島工場にマロチラート原末製造工場建設

昭和58年10月 福島県二本松市に福島工場建設

昭和59年10月 東京工場を福島工場に全面移転

昭和60年2月 株式会社ニチノーレック(現連結子会社)を設立

昭和60年3月 東京証券取引所市場第一部上場

昭和62年2月 鹿島工場に水稲用殺虫剤アプロード原体合成プラント完成

平成元年6月 ジャパンハウステック株式会社(現株式会社ニチノーサービス、現連結子会社)を設立

平成2年8月 日本エコテック株式会社(現連結子会社)を設立

平成5年4月 大阪府河内長野市に総合研究所建設

平成7年11月 総合研究所第2期工事完成(研究所の統合完了)

平成9年6月 日本農薬アメリカインコーポレーテッドを設立

平成13年3月 ニチノーアメリカインコーポレーテッドを設立(現連結子会社)(日本農薬アメリカインコーポレーテッドを吸収合併)

平成14年10月 ㈱トモノアグリカより営業の一部譲受、三菱化学㈱より農薬事業を譲受

平成19年10月 ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド(現非連結子会社)を設立

平成20年3月 株式の追加取得により日佳農葯股份有限公司を子会社化(現連結子会社)

平成20年11月 株式会社ニチノーサービス鹿島事業所にマルチパーパス棟を建設

#### 3 【事業の内容】

当グループは日本農薬株式会社(当社)及び関係会社14社で構成されており、その内訳はその他の関係会社1社、連結子会社6社、非連結子会社1社、関連会社6社(持分法適用関連会社1社)です。

事業としては、農薬の製造・販売を主として行っており、この他にも医薬品の製造、関係会社による造園緑化工事、スポーツ施設の経営、不動産の賃貸、農薬の生産・物流業務等の請負、建物の付帯設備の営繕、作物・環境中の残留農薬の分析等を行っています。

当社グループの事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりです。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

#### (1) 農薬事業

・殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体等、その他

当社が製造し、全国に跨る特約店網、JA、全農及び農薬製剤メーカー等を通じて販売しています。連結子会社のニチノーアメリカインコーポレーテッド、関連会社の第一農薬㈱、持分法適用関連会社のマレーシア農薬㈱は、それぞれ米国、沖縄、マレーシアで製造、販売をしています。連結子会社の日佳農葯股份有限公司、非連結子会社のニチノーヨーロッパカンパニーリミテッドは、それぞれ台湾、欧州で販売しています。また、関連会社の㈱アグロ信州、㈱アグリ長野、㈱ベルデ九州は、当社品の販売先です。連結子会社の㈱ニチノー緑化は、ゴルフ場向け農薬及び家庭園芸用薬剤を販売しています。連結子会社の㈱ニチノーサービスに農薬の生産業務を委託しています。

#### (2) 農薬以外の化学品事業

· 木材薬品、水処理剤

当社が製造し、また製品を仕入れ、特約店などを通じて販売しています。

農薬資材

製品を仕入れ、特約店等を通じて販売しています。

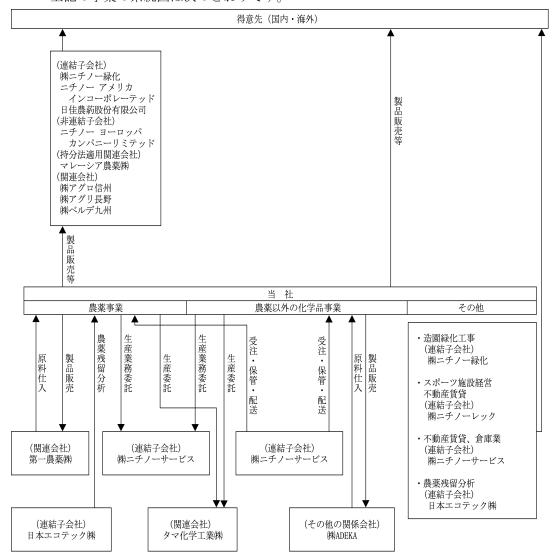
• 医薬品等

外用抗真菌剤、肝蛋白代謝改善剤、動物用医薬品、飼料添加物等を主として当社が製造し、医薬メーカー等を通じて販売しています。

その他の関係会社の㈱ADEKAより原料を購入しており、また製品を販売しています。

#### (3) その他

- ① 造園緑化工事
  - ・連結子会社の㈱ニチノー緑化は、緑化・造園その他の建設工事の請負、設計、施工、監理を行って います。
- ② スポーツ施設経営
  - ・連結子会社の㈱ニチノーレックは、ゴルフ練習場、テニスコート等からなるスポーツクラブの経営 を行っています。
- ③ 不動産の賃貸
  - ・連結子会社の㈱ニチノーレック及び㈱ニチノーサービスは、不動産の賃貸を行っています。
- ④ 農薬物流業務等の請負及び倉庫業
  - ・連結子会社の㈱ニチノーサービスは、農薬の受注、保管、配送の請負等を行っています。
- ⑤ 作物・環境中の農薬残留分析
  - ・連結子会社の日本エコテック(株は、作物、食品、ゴルフ場の排水、河川等に含まれる農薬残留の分析を行っています。



# 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決 所有(被所 所有割合 (%)	, ,	関係内容
(連結子会社) (株コチノー緑化 (注3)	東京都中央区	160	農薬事業その他	100.00	_	当社製品のゴルフ場用農薬販売 役員兼任1名
㈱ニチノーレック (注3)	埼玉県戸田市	60	その他	100. 00	_	当社が所有している土地にゴルフ練習場、テニスコートの経営、不動産の賃貸 役員兼任1名
㈱ニチノーサービス (注2・3)	東京都中央区	3, 400	農薬事業その他	100. 00	_	当社農薬の生産、受注、保管配送の請負等、不動産の賃貸及び管理の請負等、債務保証 役員兼任2名
ニチノーアメリカインコー ポレーテッド	アメリカ デラウェア州	米ドル 700,000	農薬事業	100.00	_	米国における農薬の生産、販売
日本エコテック㈱ (注3)	東京都中央区	20	その他	100.00	_	作物中やゴルフ場排水、河川等 の農薬残留分析
日佳農葯股份有限公司	台湾台北市	NT\$ 4,000万	農薬事業	51. 00	_	台湾における当社製品の販売 役員兼任1名
(持分法適用関連会社)						
マレーシア農薬㈱	マレーシア ペナン市	RM 1, 675, 000	農薬事業	24. 18	_	マレーシアにおける農薬の生 産、販売
(その他の関係会社) ㈱ADEKA (注4)	東京都荒川区	22, 899	農薬以外の 化学品事業	0. 76	24. 60	(㈱ADEKAへの製品を販売 (㈱ADEKAの製品を購入 役員兼任2名

- (注) 1 「主要な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しています。
  - 2 特定子会社に該当しています。
  - 3 有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。
  - 4 有価証券報告書の提出会社です。

## 5 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

	1/00== 1 = /,1 = = 1. /==
セグメントの名称	従業員数(名)
農薬事業	554 (115)
農薬以外の化学品事業	18 (2)
その他	81 (72)
全社(共通)	58 (4)
合計	711 (193)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員です。
  - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。
  - 3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員です。

#### (2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
Ī	416 (51)	42. 2	14. 7	7, 013, 053

セグメントの名称	従業員数(名)
農薬事業	356 (46)
農薬以外の化学品事業	18 (2)
その他	
全社(共通)	42 (3)
合計	416 (51)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員です。
  - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
  - 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

#### (3) 労働組合の状況

- 1 当社の従業員で組織する労働組合は日本農薬労働組合と称し、本部を総合研究所内に置き、平成 23年9月30日現在の組合員数は232名であり、日本労働組合総連合会に加入しています。
- 2 労働条件その他諸問題については、労使協議会において相互の意志疎通を図り、円満な関係を保っています。
- 3 連結子会社に労働組合はありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半は海外経済の回復や政府の景気刺激策の効果もあり、 企業収益の改善や設備投資の増加など持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期にわたる円 高による輸出環境の悪化、デフレ基調の継続などの厳しい経済環境に加え、本年3月11日に発生した東 日本大震災による甚大な被害の発生、福島第一原子力発電所事故の長期化、さらに欧州の財政不安に端 を発した一段の円高の進行などから景気の先行きは依然不透明な状況で推移しました。

農業を取り巻く環境は、世界的には人口増加や新興国の経済発展に伴って農産物需要が拡大しています。また、バイオ燃料の開発が進むなど農産物の用途も多様化し、今後とも国際的な農業生産は伸長するものと考えられます。一方、国内農業は政府が食料自給率向上に向けた種々の政策を掲げているものの、農業従事者の高齢化と後継者不足の深刻化、耕作放棄地の増加などによる生産構造の脆弱化や農産物価格の長期低迷による農家経済の悪化など厳しい状況が続いています。

農薬業界におきましては、特に国内では、全般的に病害虫が少発生であり、また、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響による水稲作付面積の減少などもあり、当連結会計年度の農薬出荷実績は、ほぼ前年並みにとどまりました。

このような状況下、当社グループの中核事業である「農薬事業」では、自社開発品目の普及拡販と海 外事業の拡大に努めました。また、「農薬以外の化学品事業」では、医薬品などの事業拡大を目指しま した。

以上の各事業活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は404億50百万円、前年同期に比べ58百万円(0.1%)の増収となりました。利益面ではノウハウ技術料の増加もあり、営業利益は35億39百万円、前年同期に比べ3億59百万円(11.3%)の増益、経常利益は33億34百万円、前年同期に比べ3億80百万円(12.9%)の増益となりました。当期純利益は投資有価証券の評価損の特別損失が前期比減少したこともあり、21億78百万円、前年同期比5億69百万円(35.4%)の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

#### ① 農薬事業

国内農薬販売では、自社開発品目の園芸用殺虫剤「コルト」をはじめとする新製品 9 剤を新たに販売するとともに、園芸用殺虫剤「フェニックス」などの主力品目の普及拡販に努めました。「コルト」の販売は、その新規の作用性と生物効果が市場から評価され、計画を上回りました。農薬原体販売では、主力品目の普及拡販に努めるとともに新たな販社を起用するなど、外販戦略の再構築に取り組みました。しかしながら、農薬需要の縮減傾向に加え、水稲用除草剤の不振や東日本大震災の影響などから、国内販売全体の売上高は前期並となりました。

海外農薬販売では、アジア、米州で販売が好調に推移しました。品目別では、インドで水稲用殺虫剤「アプロード」の売上高が伸長しました。また、主力製品である「フェニックス」は台湾をはじめとする6カ国で新たに登録を取得し販売を開始しました。さらに、一過性の原体販売や米国ニチノーアメリカインコーポレーテッドの業績伸長もありました。しかしながら、為替が円高基調で推移したことから、海外販売全体の売上高は前期比微増にとどまりました。

以上の結果、農薬事業の売上高は358億11百万円、前年同期に比べ2億27百万円(0.6%)の増収、 セグメント利益(営業利益)は、27億4百万円、前年同期に比べ1億45百万円(5.1%)の減益となりました。

#### ② 農薬以外の化学品事業

農薬以外の化学品事業では、シロアリ薬剤などの販売が低迷し、有機中間体も競争激化などから、売上高は前期を下回りました。

一方、医薬品事業は、医療用外用抗真菌剤の販売が好調に推移し、医薬・動物薬に係るノウハウ 技術料収入もあり売上高が伸長しました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は28億25百万円、前年同期に比べ29百万円(1.0%)の減収、セグメント利益(営業利益)は、9億92百万円、前年同期に比べ4億22百万円(74.1%)の増益となりました。

#### ③ その他

造園緑化工事事業は、主要受託先である官公庁からの発注件数の減少、発注案件の小型化から依然厳しい状況が続いておりますが、効率性を重視した受注とコスト削減による収益改善に努めました。スポーツ施設運営事業では、東日本大震災による節電に伴う営業時間の短縮もあり利用者数が減少しました。また、分析事業では水質および登録分野の受注件数は減少しましたが、食品分野での新規顧客の獲得から受注件数が伸長しました。

以上の結果、その他の売上高は18億13百万円、前年同期に比べ1億39百万円(7.2%)の減収、セグメント利益(営業利益)は、4億54百万円、前年同期に比べ49百万円(12.1%)の増益となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前連結会計年度末に比べ 12億34百万円増加し、当連結会計年度末は74億48百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、37億46百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益32億61百万円、減価償却費13億17百万円、仕入債務の増加額9億94百万円等の資金の増加が、たな卸資産の増加額9億7百万円、法人税等の支払額7億12百万円等の資金の減少を上回ったことが要因です。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、10億45百万円となりました。これは有形固定資産の取得による支出 10億9百万円が主な要因です。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、14億62百万円となりました。これは、短期借入れによる収入52億99 百万円の資金増加を、短期借入金返済による支出52億22百万円、長期借入金の返済による支出8億円、配当金の支払額6億2百万円等の資金減少が上回ったことが主な要因です。

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
農薬事業	19, 491	13.0
農薬以外の化学品事業	462	△30. 2
その他	423	△31.9
合計	20, 376	9. 9

- (注) 1 金額は、製品製造原価によっています。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

#### (2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
農薬事業	5, 216	△6. 7
農薬以外の化学品事業	514	△7. 6
その他	70	42. 8
合計	5, 801	△6. 4

- (注) 1 金額は、仕入価格によっています。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

#### (3) 受注実績

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
農薬事業	_	_	_	_
農薬以外の化学品事業	_	_	_	_
その他	306	△12. 1	71	△71.4
合計	306	△12. 1	71	△71.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

#### (4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
農薬事業	35, 811	0.6
農薬以外の化学品事業	2, 825	△1.0
その他	1,813	△7. 2
슴計	40, 450	0. 1

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

#### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、国内の農薬関連市場を基盤に、伸長著しい海外農薬需要に対応すべく、平成22年度を初年度とした3カ年の中期経営計画「Change Tomorrow for 2012 (明日への変革)」を推進し、グローバル・ニッチな化学企業への展開を図っています。

しかしながら、歴史的な円高の進行による海外農薬販売の収益性低下や、農薬登録規制強化によるコストおよび開発期間への影響、さらには、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響による国内 農薬需要の縮小など、当社グループを取り巻く事業環境は年々厳しさを増しています。

このような状況下、当社グループは国内農薬関連事業の収益を安定化させ、海外事業を拡充して自社 農薬の拡販と収益力の強化を目指しています。

また、研究開発投資を継続し、安全性の高い、環境に配慮した新しい技術の創出などを通じて社会に貢献できるよう努めます。

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進してまいります。

- ・国内農薬販売:精緻な市場分析に基づく販売戦略を構築し、収益性の高い自社原体製品の自販・外販の一体推進により、縮小傾向にある国内市場においても、事業競争力の強化を図ります。
- ・海外農薬販売:マーケティング機能を強化して自社原体中心の販売戦略を立案し、隙間分野・未開 拓市場への参入に向けて新興国をはじめ海外拠点網構築を加速し、拡販を図ります。欧米、アジア 地域、その他の地域ごとの販売戦略と価格競争力強化による収益性の向上を目指します。
- ・医薬、動物薬、有機中間体などの農薬外事業の拡大を図ります。
- ・研究開発:創薬力を一層強化し、新規開発候補剤の拡充を目指します。特に創薬初期段階からの海外での性能評価、日・米・欧登録業務の促進と連携を図るとともに新興国登録における既存自社剤の維持拡大などにより、新規海外開発を促進します。
- ・生産重視・コスト競争力強化のため、研究開発では新規剤の製造法検討から既存剤の製造法改善までを総合的に検討するプロセス機能の強化を図り、自社原体を中心とした原価低減や固定費の圧縮 を進め、収益力を向上します。

当社グループは、安全性が高く環境に配慮した製品、技術ならびにサービスを提供することにより農業生産へ貢献し、安全で安定的な食の確保に寄与することを使命としており、研究開発型企業として、法令遵守のもと社会的責任を果たすべく企業活動を展開してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その 内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

## 1. 基本方針について

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな緑と環境を守ることを使命として、社会に貢献する」、「技術革新による優れた商品と価値の創出にチャレンジし、市場のニーズに応える」、「公正で活力のある事業活動を通じて社会的責任を果たし、信頼される企業を目指す」という経営基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めております。

当社は、上記の経営基本理念のもと、将来ビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しております。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること(以下、「当社の経営方針」といいます。)を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。

上場企業である当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の移動を伴うような大規模買付提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。

しかし、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株式の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損される可能性がある場合(以下、「濫用的買収者等」といいます。)には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることができるよう制度を整備、導入し、一定の手続に従い、適切な対応策を講じることを、当社の基本方針と致します。

#### 2. 本対応策導入の目的等

世界の農業を取り巻く環境は、今後も増加し続ける世界人口への食料確保に向けて、官民あげての食料戦略また農業戦略が強化されているところであります。このような環境下、当社がその収益基盤とする国内農業は農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加等、生産構造の脆弱化に直面しております。また、農業資材である農薬は国内需要が伸び悩む中で販売競争が激化し、各社は海外農薬事業へ収益基盤拡大を目指す方向にあります。

一方、当社がその経営基本理念に基づいて日本を含む世界の農業に貢献するためには、新規農薬創出のための弛まぬ研究開発と登録維持、安全性確保のための多大な投資が不可欠です。このような事業環境下、各社が熾烈な競争下で収益の確保を目指す当業界は再編や統合の起こる可能性が高い環境にあると認識しております。

また、近時、当業界の海外でのM&Aも活発化しており、中長期的な企業価値又は株主の共同利益の向上が妨げられるような経営権獲得を目的とする買収者の出現も否定できない状況にあります。

当社は、既に発行済株式数の20%超を保有する株主が存在しますが、当社株主構成は、「第4 提出会社の状況 1 株主等の状況」のとおり多様な株主に分布しております。したがいまして、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式等が転々と譲渡されることは勿論のこと、その各々の事情に基づき今後当社株式等を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、当社株式は譲渡自由が原則であり、株式の大規模買付行為であっても当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益に資するものであればこれを否定するものではありませんが、当社経営陣の賛同を得ることなく突然大規模買付行為がなされたときに、当該大規模買付行為を行おうとし、又は、行なっている者(以下、「大規模買付者」といいます。)の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

また、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等や、当社取締役会が、当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているかも株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社は、濫用的買収者等が現れた場合を想定して、株主の皆様への適時情報提供により株主の皆様が相当な措置をとることができるよう、近時の新しい法制度と併せて、株主の皆様の共同利益の維持・向上を第一義に、一定の手続きに従い、適切な対抗措置を講じることができる本対応策を整備、導入し、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つと致します。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

3. 本対応策の内容(基本方針に照らして不適切な者によってのみ当社の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組み)について

#### (1) 本対応策の概要

当社は、当社株式に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が適切に判断するためには、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されること、また、 検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

そこで、本対応策は、そうした目的を達成するための手続を定めています(その概要は、後掲する「(参考資料)本対応策の手続の概要」のとおりです。)。

- (2) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為と非適格者の定義
  - ア. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為(但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)若しくはその可能性のある行為(以下、「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、又はなされようとする場合に、本対応策に基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等(注 $^{1}$ )に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注 $^{2}$ )が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<math>(注 $^{3}$ )
- ② 当社が発行者である株券等<sup>(注4)</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>(注5)</sup>とその特別関係者<sup>(注6)</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>(注7)</sup>
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>(注8)</sup>に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係<sup>(注9)</sup>を樹立する行為<sup>(注10)</sup>(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)
  - (注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行なうことを含みます。
  - (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本ア. ②において同じとします。
  - (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券 等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとし ます
  - (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り 同じとします。
  - (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含
  - (注8)金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

- (注9)「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行なうものとします。
- (注10) 本ア. ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行なうものとします。なお、当社取締役会は、本ア. ③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### イ. 非適格者の定義

そして、当社は、当社株主共同利益等を毀損するおそれの存するような大規模買付者を、当社の 財務及び事業の方針の決定を支配するには不適切な者と考えます。具体的には、当社取締役会が所 定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が 実質的に支配し、これらの者と共同又は協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以 下、「非適格者」といいます。)が、当該不適切な者に該当するものと考えます。当社は、次に述 べる非適格者に対して、本対抗措置を発動する場合があります。

非適格者とは、次の場合に該当する者をいいます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行なっている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを主たる目的として当社の経営に参加する場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の 債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、大規模買付を行なおうとしている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けを企図する場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、 内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。)が、当社 の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株 券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、あるいはこれ を明確にせず、又は将来の当社株式等の上場廃止等その流通性に関する懸念を惹起せしめるよ うな形で株式等の買付けを行ない、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要する もの)等に代表される、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法によ る大規模買付である場合
- ① 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他当社の 利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の著しい毀損が予想さ れたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を著しく妨げるおそれ があると合理的な根拠をもって判断される場合

#### (3) 大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付ルールは、以下に定める大規模買付行為に従って行なわれるものとします。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というもので、①意向表明書(以下、(4) ①に定義します。)、②大規模買付行為に関する情報、③取締役会評価期間(以下、(4) ③に定義します。)の3つから構成されます。

#### (4) 大規模買付ルールの内容

#### ① 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社取締役会宛に、「大規模買付ルール」に従うことを当社取締役会に対して誓約する旨の文言を含む「意向表明書」(使用言語は日本語に限ります。)をご提出いただくこととします。当社取締役会は、受領後直ちに意向表明書を後述の独立委員会に提出します。

意向表明書には、次に掲げる項目を記載していただきます。

- ・大規模買付者の氏名又は名称、住所
- 設立準拠法
- ・代表者の氏名(資格証明書添付)
- 国内連絡先
- ・提案する大規模買付行為の概要
- ・大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数
- ・大規模買付ルールに従う旨の誓約等

また、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書面を添付していただきます。

当社は、意向表明書に関して、当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ② 大規模買付者に対する情報提供の要求等

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当初提供していただいた情報のみでは不足していると当社取締役会及び独立委員会が考える場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります(以上の追加的に提供された情報も含め、以下、「大規模買付情報」といいます。なお、大規模買付情報等の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。)。

大規模買付情報の項目は、次のとおりです。

- ・大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関係会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行なっている者を含みます。以下同じとします。)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。)
- ・大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし 状況
- ・大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、 関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能 性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含 みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出 していただきます。)
- ・大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引 法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。)を行なうことに関する意思連絡を含みま す。以下同じとします。)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ・大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定 方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の 取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
- ・大規模買付行為に係る買付け等の資金の調達状況及び資金調達先の概要(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません。)を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。)
- ・大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客等その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

- ・大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- ・大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内 外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ・大規模買付者及びそのグループとの反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無(直接的であると間接的であるとを問いません。)及びこれらに対する対処方針
- ・その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役 会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

当社取締役会は、大規模買付情報を受領後直ちに同情報を独立委員会に提供します。

当社は、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、各過程における判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊 重するものとします。

#### ③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付者が開示した 大規模買付行為に関する判断の難易度等に応じて、①対価を現金(円貨)のみとする公開買付けに よる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、又は②その他の大規模買付行為の場合には90日 間(いずれも当社取締役会が、大規模買付情報の提供完了、と判断した旨を当社が開示した日から 起算され、初日不算入とします。)を、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、 検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といい ます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、当該大規模買付情報に基づき、当社株主共同利益等の向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行なうものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(5)及び(7)に記載の勧告を行なうに至らないこと 等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に本対抗措置の選択・発動又は不発動の決議 に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づ き、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入とします。)延長することができ るものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的 期間及び同期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に 開示します。

大規模買付行為は、本対応策に別段の定めのない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### (5) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるため本対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行ないますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役・社外監査役(それらの補欠者を含みます。)、社外の有識者の中から選任されるものとします。

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき対抗措置を発動するか否か等についての勧告を行ない、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担するものとします。

当社取締役会において選任された独立委員会の委員3名の氏名及び略歴は後掲する「(参考資料)独立委員会の委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。

#### (6) 本対抗措置の具体的内容

本対応策における当社の対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当て(以下、割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)であり、その他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます(以下、本新株予約権の無償割当てを含め総称して「本対抗措置」といいます。)。

本対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、後掲する「(参考資料)本対抗措置の一つとしての本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)非適格者による権利行使は認められないとの差別的行使条件や、(ii)非適格者に当たるか否かにより異なる対価で当社が本新株予約権を取得できる旨を定めた差別的取得条項(非適格者以外が保有する本新株予約権についてこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、非適格者に該当する者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権(場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。)と引換えに取得することができる旨を定めた条項)、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、非適格者以外の者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた差別的取得条項等、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### (7) 本対抗措置発動の手続-独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

当社取締役会が本対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、独立委員会の勧告を得、その勧告を最大限尊重するものとします。

まず、当社取締役会は、本対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して本対抗措置の発動の是非について諮問します。独立委員会は、同諮問に基づき、次に述べるとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して本対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

独立委員会は、意向表明書、大規模買付情報等を受領後、当社取締役会の諮問に基づき、取締役会評価期間内に、次ぎの①乃至③に定めるところに従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する勧告を行なうものとします。

#### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合(大規模買付者が当社取締役会が定める合理 的期間内に必要な追加情報の提供を行なわない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉 に応じない場合を含みます。)、当社取締役会が大規模買付ルール遵守等を書面により当該大規模 買付者に対して要求した後5営業日以内に当該要求が充たされないときには、独立委員会は、特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、原則として、当社取締役会は本対抗措置を選択・決定・発動する作業に入り、さらに独立委員会の意見・勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択することになります。その発動に際しては、原則として、当社株主総会を開催し、その普通決議による承認を求めることもできるものと致します(この場合に当社株主総会の承認が得られなかったときには、当該対抗措置は発動致しません。)。但し、時間的制約等により当社株主総会開催が困難な状況にある等の例外的な場合には、当社取締役会決議により当該対抗措置を発動することがあります。また、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する本対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者が当社株主共同利益等を著しく損なう非適格者と認められる場合には、原則として、当社取締役会に対して、本対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社取締役会は本対抗措置を選択・決定・発動する作業に入り、さらに独立委員会の意見・勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択することになります。その発動に際しては、原則として、当社株主総会を開催し、その普通決議による承認を求めることもできるものと致します(この場合に当社株主総会の承認が得られなかったときには、本対抗措置は発動致しません。)。但し、時間的制約等により当社株主総会開催が困難な状況にある等の例外的な場合には、当社取締役会決議により当該対抗措置を発動することがあります。また、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ③ 独立委員会によるその他(本対抗措置の中止又は撤回等)の勧告等

当社取締役会が、上記①又は②記載の手続に従い、その時点で相当と判断した対抗措置の発動を決定した場合又は発動した場合であっても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、(ii)当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同利益等の向上という観点から、発動した当該対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を発動・維持することの是非について、具体的事情を示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得つつ、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を発動・維持することの是非について検討し、当社取締役会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を発動・維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行ないます。当社取締役会は、対抗措置を発動・維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における当該対抗措置の廃止の決定等を行なうことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①又は②に準じるものとします。

4. 本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本対応策の有効期間は、当社の第111回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、① 当社の株主総会又は②当社取締役会により、本対応策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、当社株主共同利益等の向上の観点から、本対応策に違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本対応策を見直し、又は変更する場合があります。

本対応策の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

- 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等
- (1) 本対応策における本対抗措置の選択・決定・発動時に具体的な対抗措置が株主及び投資家の皆様へ 与える影響

当社取締役会は、当社株主共同利益等を守ることを目的として、本対抗措置を選択・決定・発動させることがありますが、当社取締役会が本対抗措置のうち具体的な対抗措置を選択・決定・発動させる場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切に開示します。

本対応策導入時、及び、本対抗措置発動時には、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、非適格者と認定された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行なうことがないように予め注意を喚起するものです。

(2) 本新株予約権の無償割当てが選択・決定・発動された場合における株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策導入時においては、本新株予約権の無償割当ては行なわれませんが、本対抗措置として本 新株予約権の無償割当てが選択・決定・発動された場合、その仕組み上、新株予約権の無償割当て時 においては、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体 の価値及び議決権の希釈化は生じないため、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損 失を被るような事態は想定しておりません。但し、非適格者については、当該対抗措置が選択・決 定・発動された場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性 があります。

当社取締役会において、本対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択され決議がなされ、本 新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、当社は効力発生日の前日まで の間に本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償にて本新株予約権を取得することがあります。 これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの 価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相 応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、つぎのとおりです。

#### ① 本新株予約権の無償割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行なうことを決議した場合、当社は、同割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償で割当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行なわれる場合には、申込みの手続は不要であり、基準日における 最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新 株予約権者となります。

#### ② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。但し、非適格者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が非適格者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。)。但し、非適格者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行ないますので、当該内容をご確認ください。

6. 本対応策の合理性(当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的と するものでないこと及びその理由)

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本対応策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえて設計されているものです。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保及び向上

本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべき か否かを株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けて判断し、あるいは当社取締役会が独立委員 会の勧告を受けて、大規模買付行為に対する賛否あるいは、代替案を提案するために必要な情報や時 間を確保すること、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることによ り、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるも のです。

#### (2) 株主意思を重視 (株主総会決議とサンセット条項)

本対応策の有効期間は、当社の第111回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(以下、「後定時株主総会」といいます。)の終結の時までとします。後定時株主総会において、本対応策の継続に関し、改めて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

また、前記「本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、その意味で、本対応策の導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

#### (3) 事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者の皆様に対し、その予見可能性を高め、 皆様に適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示するものです。当社は、今後も、適 用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要に応じ適時適正な開示を行ないます。

#### (4) 独立委員会の設置と情報開示

当社は、本対応策の導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として独立委員会を設置します。

実際に大規模買付者等が出現した場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、本対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議等を行なうこととします。その決議に到る判断の概要については、株主の皆様に適時適切な情報開示を致します。

#### (5) 合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置は、前記3. (7)「本対抗措置発動の手続-独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議」にて記載したとおり、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) 社外の独立した専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、 弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとし、独立 委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記4.「本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策は、大規模買付者等が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議又は買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

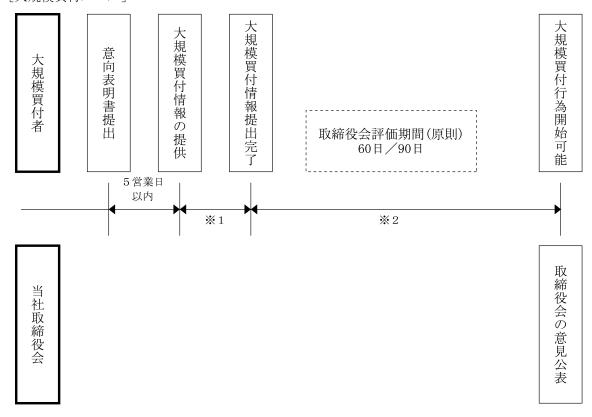
また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上より、当社は、本対応策が、当社の基本方針に沿い、当社株主共同利益等に合致し、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

#### (参考資料)

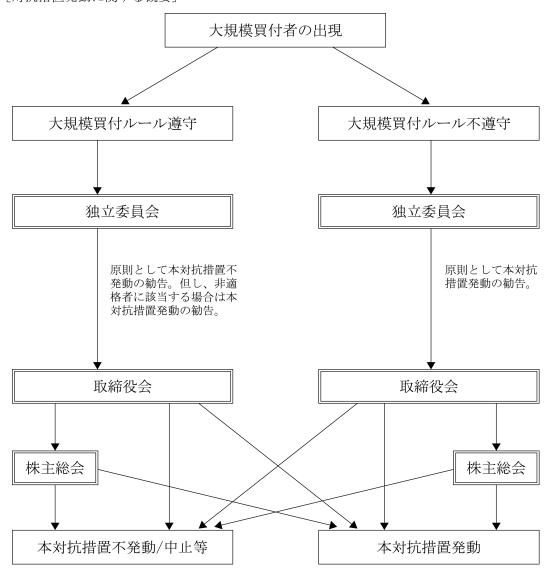
本対応策の手続の概要

「大規模買付ルール】



- ※1 当社取締役会は、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し(以下、「意見形成」といいます。)、又は当社取締役会が代替案を立案し(以下、「代替案立案」といいます。)株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。
- ※2 対価を現金(円貨とします。)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間 (初日不算入とします。)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初日不算入とします。)。なお、独立委員会が当社取締役会評価期間内に一定の勧告を行なうに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に本対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入とします。)延長することができるものとします。
  - ・ 独立委員会は当社取締役会に対してその諮問に応じて勧告を行ないます。
  - ・ 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計 画等に代替する事業計画等の提示を行ない、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行ないます。
  - ・ 当社取締役会が自らの判断で本対応策による本対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を 開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は当社株主総会を招集します。

#### 「対抗措置発動に関する概要]



# ・独立委員会の委員の氏名及び略歴

[氏名] 田中 學(当社 社外監査役 弁護士)

[略歷] 昭和41年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)

昭和52年12月 田中學法律事務所開設 同事務所所長

平成17年12月 当社社外監査役

なお、平成23年12月14日に死亡退任いたしました。

[氏名] 喜多 悟(公認会計士)

[略歷] 昭和49年4月 公認会計士登録

昭和53年7月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所

平成11年6月 同法人包括代表社員 (CEO)

平成14年7月 喜多悟公認会計士事務所開設 同事務所所長(現職)

〔氏名〕 永島 正春(弁護士)

[略歴] 昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)

畠山國重法律事務所入所

平成11年1月 永島・鍵尾法律事務所パートナー (現職)

- ・本対抗措置の一つとしての本新株予約権の無償割当ての概要
- 1 本新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます。) 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割当てます。

2 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する普通株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。但し、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

3 発行する本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり本新株予約権の割当てを行なうことがあります。

4 各本新株予約権の払込金額

無償

5 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とします。

6 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。

7 本新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の者等、非適格者による権利行使を認めないこと等を、差別的な本新株予約権行使の条件として定めることがあります。

- 8 当社による本新株予約権の取得
  - (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得ます。
  - (2) 前項の取得条項を付す場合には、非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該本新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式(以下、「交付株式」といいます。)を交付し、非適格者に当たる本新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該本新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該本新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得ます。)を交付する旨の定めを設ける場合があります。
- 9 本新株予約権の無償取得事由(当該対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じた場合は、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

- (1) 株主総会において大規模買付者から、導入された本対応策の廃止提案について普通決議による 賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他当社取締役会が別途定める場合
- 10 本新株予約権の処分に関する協力

本新株予約権の割当てを受けた非適格者が当社株主共同利益等に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、非適格者の所有に係る本新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格(投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとします。)で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとします。但し、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではありません。

11 本新株予約権の行使条件等

本新株予約権の行使条件、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

#### 4 【事業等のリスク】

#### 1 経済状況等

当社グループは国内のみならず海外にも輸出し、また販売拠点を有しており、輸出、販売している殆どが農薬製品、農薬用原体であります。このため国内外の政治・経済情勢および農業情勢、市場動向、 天候、病害虫の発生状況、公的規制などによって、直接的、間接的な影響を受けます。

#### 2 原材料の価格変動について

当社グループの事業で用いる農薬原料、副原料などの購入価格は、国内、国外の市況、為替相場の変動および原油、ナフサ価格動向などの影響を受けます。業績に及ぼす影響は、購入価格の引下げ、販売価格への転嫁、為替リスクヘッジなどにより極力回避していますが、予期せぬ事態の場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 3 為替の変動について

当社グループの事業には、農薬原体を含む原材料の輸入、製品の輸出と米国における生産、販売が含まれており、外貨建てとしては米ドル、ユーロが主なものであります。これらの外貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されていますが、換算時の為替レートにより元の現地通貨における価値が変わらなかったとしても円換算後の価格が影響を受ける可能性があります。

#### 4 新製品の開発

新製品の開発には、多大な技術的、財務的、人的資源と長い時間を要します。この間の市場環境の変化、技術水準の進捗、規制動向の変化などにより開発の成否、将来の成長と収益性に影響を受ける可能性があります。

#### 5 事故・災害について

当社グループでは安全で安定的な食の確保と豊かな緑と環境を守ることを使命として、国際標準に基づく品質、環境管理システムにて操業、運営しています。しかしながら、大規模地震や台風などの自然災害による生産設備への被害、工場における事故などのトラブルにより工場停止、原料などの供給不足、品質異常などの不測の事態が発生する可能性があります。これらのリスク回避として、厳格な原材料の受け入れ検査、製品の品質チェック、定期的な設備点検などを実施していますが、自然災害、事故などによる影響を完全に排除する保証はなく、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 6 公的規制

当社グループの事業は、国内外での販売、輸出において農薬取締法、通商関連法、独占禁止法、製造物責任法などさまざまな法規制、政府規制を受けています。当社グループでは、コンプライアンス委員会活動を通じてコンプライアンス強化に努めていますが、今後、法的規制などを遵守できなかった場合や、規制の強化によっては当社グループの評価や業績に影響を及ぼす恐れがあります。

なお、本項目において記載した内容は将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は当連結会計 年度末(平成23年9月30日現在)において判断したものです。

# 5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約先	契約年月日	有効期限	契約の内容
日本農薬(株) (当社)	全国農業協同組合連合会	平成15年12月11日	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで とし、文書による別段 の意思表示なき時は1 年ごとの自動延長。	農薬製品の売買に関する売 買基本契約(更改)。
	全国農業協同組合連合会	平成23年1月25日	平成22年12月1日から 平成23年11月30日まで	売買基本契約に基づく平成 23年度農薬の売買に関する 契約。
	マルホ株式会社	平成20年10月9日	契約の日より10カ年、 書面による異議申出な き時は1年ごとの自動 延長。	当社が開発した人体用抗真菌剤の原薬供給に関する契約、及び、同原薬を有効成分とする人体用抗真菌剤への当社所有商標の独占的通常使用権許諾に関する契約。
	ポーラ化成工業株式会社	平成11年11月4日	契約製品発売の日より 10ヶ年、書面による異 議申出なき時は1年ご との自動延長。	当社が開発した人体用抗真 菌剤の日本国内における共 同開発及び製造、販売に関 する通常実施権の許諾に関 する契約。
	BASF Aktiengesellschaft (ドイツ)	平成16年4月5日	発効日(平成16年3月 23日)から、米国EPA登 録取得後15年目に終了 する。	R-153に関する商業化・売 買契約。

#### 6 【研究開発活動】

当社グループは「研究開発型企業」として、技術革新をすすめ、安全性の高い環境に配慮した新製品の 開発を行っています。

当社グループにおける研究開発費の総額は、37億83百万円です。 セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりです。

#### (1) 農薬事業

当連結会計年度におきましては、研究開発機能の強化と効率化を目標に掲げ、創薬力の強化と海外における試験体制の構築、スクリーニング強化とともに製品ポートフォリオの充実を目指しました。また、開発中の新規化学構造の殺ダニ剤は、平成26年の国内登録取得を目指して鋭意作業を進めました。

国内における新製品発売については、園芸殺虫剤分野でアブラムシ・コナジラミ類に優れた効果を示す自社新規剤「コルト顆粒水和剤」を登録・発売しました。また、園芸用殺虫剤「フェニックス」は新たに新製剤での大豆用無人ヘリ・地上散布剤を登録・発売し、従来の顆粒水和剤とともにシェア拡大を目指しました。

水稲箱処理剤分野では、自社開発した殺菌剤「ブイゲット」の播種時処理専用剤「アプライ」とデュポン社の新規殺虫剤「フェルテラ」との混合剤「アプライフェルテラ粒剤」を登録・発売し、箱処理剤の品揃えの充実化を行なうとともに市場拡大に努めました。

除草剤分野では、新規導入有効成分「ピリミスルファン」と「メフェナセット」を組み合わせた水 稲用初・中期一発処理剤「ムソウ1キロ粒剤」を登録・発売し、2成分剤市場への新規参入を果たし ました。

海外における新製品については、米国およびブラジルにおける殺虫剤「ハチハチ」、また米国および韓国における「コルト」の登録販売を目指して開発作業を進めました。さらに、既存の殺虫剤「アプロード」、殺菌剤「モンカット」、殺ダニ剤「ダニトロン」、除草剤「ET」につきましても米国、欧州における新たな登録行政の変化に迅速に対応し、ビジネスの継続、拡大を図りました。

当社は、引き続き研究開発型企業として社会的責任を果たすべく、法令遵守のもと、たゆまぬ技術革新により環境、安全および健康に配慮した新製品の創出に力を注いでまいります。

# (2) 農薬以外の化学品事業 特記すべき事項はありません。

# (3) その他

特記すべき事項はありません。

(注) 研究開発費には消費税等は含まれていません。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき 作成されています。この連結財務諸表作成にあたって、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、税 金費用等の見積りはそれぞれ適正であると判断しています。

#### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループは、国内の農薬関連市場を基盤に、伸長著しい海外農薬需要に対応すべく、平成22年度を初年度とした3カ年の中期経営計画「Change Tomorrow for 2012 (明日への変革)」を推進し、グローバル・ニッチな化学企業への展開を図っています。しかしながら、歴史的な円高の進行による海外農薬販売の収益性低下や、農薬登録規制強化によるコストおよび開発期間への影響、さらには、国内市場では、全般的に病害虫が少発生であり、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響による水稲作付面積の減少などもあり、当連結会計年度の農薬出荷実績は、ほぼ前年並みにとどまりました。このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高が404億50百万円、前連結会計年度に比べ58百万円(0.1%)の増収となりました。利益面では、営業利益が35億39百万円、前連結会計年度に比べ3億59百万円(11.3%)の増益、経常利益が33億34百万円、前連結会計年度に比べ5億69百万円(12.9%)の増益となり、当期純利益は21億78百万円、前連結会計年度に比べ5億69百万円(35.4%)の増益となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### (農薬事業)

国内農薬販売では、自社開発品目の園芸用殺虫剤「コルト」をはじめとする新製品 9 剤を新たに販売するとともに、園芸用殺虫剤「フェニックス」などの主力品目の普及拡販に努めました。「コルト」の販売は、その新規の作用性と生物効果が市場から評価され、計画を上回りました。農薬原体販売では、主力品目の普及拡販に努めるとともに新たな販社を起用するなど、外販戦略の再構築に取り組みました。しかしながら、農薬需要の縮減傾向に加え、水稲用除草剤の不振や東日本大震災の影響などから、国内販売全体の売上高は前期並となりました。

海外農薬販売では、アジア、米州で販売が好調に推移しました。品目別では、インドで水稲用殺虫剤「アプロード」の売上高が伸長しました。また、主力製品である「フェニックス」は台湾をはじめとする6カ国で新たに登録を取得し販売を開始しました。さらに、一過性の原体販売や米国ニチノーアメリカインコーポレーテッドの業績伸長もありました。しかしながら、為替が円高基調で推移したことから、海外販売全体の売上高は前期比微増にとどまりました。

以上の結果、農薬事業の売上高は358億11百万円、前年同期に比べ2億27百万円(0.6%)の増収、セグメント利益(営業利益)は、27億4百万円、前年同期に比べ1億45百万円(5.1%)の減益となりました。

#### (農薬以外の化学品事業)

農薬以外の化学品事業では、シロアリ薬剤などの販売が低迷し、有機中間体も競争激化などから、売 上高は前期を下回りました。

一方、医薬品事業は、医療用外用抗真菌剤の販売が好調に推移し、医薬・動物薬に係るノウハウ技術 料収入もあり売上高が伸長しました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は28億25百万円、前年同期に比べ29百万円(1.0%)の減収、セグメント利益(営業利益)は、9億92百万円、前年同期に比べ4億22百万円(74.1%)の増益となりました。

#### (3) 財政状態の分析

#### ①資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、現金及び預金、投資その他の資産が減少したものの、有価証券、たな 卸資産が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ、15億88百万円増の489億56百万円となりま した。

負債につきましては、支払手形及び買掛金が増加し、有利子負債が減少した結果、前連結会計年度末に比べ、1億28百万円増の155億32百万円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比べ、14億60百万円増の334億24百万円となりました。 この結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べ、0.8%増の68.0%になりました。

#### ②キャッシュフローの状況

キャッシュフローの状況につきましては、「1 業績等の概要(2)キャッシュフローの状況」に記載のとおりであります。

# 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、生産設備の増強・合理化・老朽化設備の更新、研究の実験設備の強化等を主な目的として設備投資を継続的に実施しています。

なお、当連結会計年度の設備投資金額は、12億82百万円です。

#### (1) 農薬事業

当連結会計年度の設備投資額は、10億48百万円であり、主なものは、総合研究所の実験器具類、㈱ニチノーサービス福島事業所、佐賀事業所の排水処理設備更新等です。

#### (2) 農薬以外の化学品事業

当連結会計年度の設備投資額は僅少です。

## (3) その他

当連結会計年度の設備投資金額は、1億83百万円であり、主なものは、スポーツ施設の土地購入等です。

# 2 【主要な設備の状況】

# (1) 提出会社

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの	設備の - 内容			帳簿価額(百	百万円)			-従業員数 (名)
	名称		建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱ニチノーサービス 福島事業所 (福島県二本松市)	農薬事業	生産設備 物流設備	373	387	568 (119, 225)		24	1, 353	_
㈱ニチノーサービス 鹿島事業所 (茨城県神栖市)	農薬事業 農薬以外の 化学品事業	生産設備 研究設備	783	963	309 (44, 990)		81	2, 137	6
(株)ニチノーサービス 大阪事業所 (大阪市西淀川区)	農薬事業	生産設備 物流設備	112	58	159 (30, 890) [2, 113]		18	349	6
㈱ニチノーサービス 佐賀事業所 (佐賀県三養基郡上 峰町)	農薬事業	生産設備 物流設備	470	448	135 (83, 564)	_	21	1, 077	_
本社・支店他 (東京都中央区他)	農薬事業 農薬以外の 化学品事業 その他	管理業務 販売業務	253	0	817 (11, 102) [12, 762]	10	15	1, 097	265
総合研究所他 (大阪府河内長野市)	農薬事業	研究設備 試験圃場	2, 267	88	3, 472 (170, 052)	2	292	6, 123	139

# (2) 国内子会社

# 平成23年9月30日現在

								7612		
会社名 事業所名 で (所在地)	事業所名「セグメント	設備の		帳簿価額(百万円)						
		内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)	
㈱ニチノ 一緑化	東京都 中央区他	農薬事業その他	その他 設備	1	0		9	0	12	30
(株)ニチノ ーレック	埼玉県 戸田市	その他	スポーツ 施設	10	2	(—)		1	14	7
㈱ニチノ ーサービ ス	大阪市 西淀川区	農薬事業 農薬以外の 化学品事業 その他	商業施設 等	580	_	3, 857 (21, 577)	24	0	4, 462	187
日本エコテック㈱	東京都 中央区他	その他	その他 設備	5	_	(—)	71	14	91	34

#### (3) 在外子会社

平成23年9月30日現在

								1 // - 1	0 /100 [	
会社名 事業所名 t (所在地)	車業正夕	事業所名 セグメント	設備の		帳簿価額(百万円)					
	の名称	内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)	
ニチノコ アメンコー ポンレーラ	* 米国 - デラウェ	農薬事業	コ ン 月 間 、 動 車等	_	3	_ (—)	_	3	6	29
日佳農素 股份有限公司	台港市	農薬事業	コンピュ ータ周辺 装 置、自 動車等	_		 ( <u></u> )	_	0	0	8

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含めていません。なお、金額には消費 税等は含めていません。
  - 2 土地及び建物の一部を賃借しており、主なものは工場用地、倉庫用地ならびに本社及び支店用事務所建物です。

賃借している土地の面積については [ ] で外書きしています。

- 3 (1)提出会社には貸与中の土地1,410百万円(302,991㎡)、建物及び構築物1,888百万円、機械装置及び運搬 具1,870百万円、その他143百万円を含んでおり、子会社である㈱ニチノーレック、㈱ニチノー緑化、日本エコテック㈱及び㈱ニチノーサービスに貸与しています。
- 4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりです。

#### (イ)提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース 期間	年間 リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)
本社 (東京都中央区)	農薬事業 農薬以外の化 学品事業	サーバー・パソコン・他	450セット	4年	34	61
本社 (東京都中央区)	全社	新基幹システムサーバー	1セット	5年	6	3

#### (ロ)国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース 期間	年間 リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)
日本エコテック㈱	大阪事業所 (大阪府 河内長野市)	その他	分析・測定 機器	3セット	5~7年	18	15

### (ハ)在外子会社

重要な賃借設備は、ありません。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成23年9月30日現在、当連結グループにおいては、重要な設備の新設等の計画はありません。

# (2) 重要な設備の除却等

平成23年9月30日現在、当連結グループにおいては、重要な設備の除却、売却の計画はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
  - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	199, 529, 000
計	199, 529, 000

### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	70, 026, 782	70, 026, 782	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株です。
計	70, 026, 782	70, 026, 782	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年1月28日 (注1)	_	70, 026, 782	_	10, 939	△5, 000	8, 235

(注) 1 平成14年12月19日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替です。これに伴い平成15年1月28日(債権者異議申述期間終了日翌日)に資本準備金が5,000百万円減少し、その他資本剰余金が同額増加しています。

# (6) 【所有者別状況】

平成23年9月30日現在

		1 /// (2 5 1 6 / 5							
			株式の岩	犬況(1単元	の株式数1,	000株)			W 4-V#
地	政府及び 地方公共	V 344W BB	金融商品	その他の	外国法人等		個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	地方公共 金融機関 団体		取引業者	法人	個人以外	個人	その他	日	(NIV)
株主数 (人)	_	41	39	235	117	8	9, 359	9, 799	_
所有株式数 (単元)	_	17, 105	608	20, 923	7, 880	6	22, 290	68, 812	1, 214, 782
所有株式数 の割合(%)	_	24. 86	0.88	30. 41	11. 46	0.00	32. 39	100.00	_

- (注) 1 自己株式3,062,404株は「個人その他」に3,062単元(3,062千株)及び「単元未満株式の状況」に404株をそれ ぞれ含めて記載してあります。
  - 2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3単元(3千株)含まれています。

# (7) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

	平成23年9月30日現住			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)	
株式会社ADEKA	東京都荒川区東尾久7-2-35	16, 176	23. 10	
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	2, 802	4. 00	
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	1, 960	2. 80	
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,848	2. 64	
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	1, 626	2. 32	
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1, 570	2. 24	
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1, 036	1. 48	
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	1, 009	1. 44	
CGML-LONDON EQUITY (常任代理人シティバンク銀行 株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川2-3-14)	840	1.20	
双日株式会社	東京都港区赤坂 6 - 1 - 20	604	0.86	
計	_	29, 472	42. 08	

<sup>(</sup>注) 1 当社は、自己株式3,062千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:4.37%)を保有していますが、 上記の大株主から除いています。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

1,848千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

1,570千株

# (8) 【議決権の状況】

# ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	-
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	P権制限株式(その他) — —		_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,062,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,750,000	65, 750	
単元未満株式	普通株式 1,214,782	_	
発行済株式総数	70, 026, 782	_	
総株主の議決権	_	65, 750	_

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権3個)が含まれています。
  - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式404株が含まれています。

# ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本農薬株式会社	東京都中央区日本橋 1-2-5	3, 062, 000	_	3, 062, 000	4. 37
計	_	3, 062, 000	_	3, 062, 000	4. 37

# (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	28, 475	11, 568
当期間における取得自己株式	2, 821	973

- (注) 当期間における取得自己株式には、平成23年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事美	<b></b>	当期間		
<u></u>	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	_	_	_	_	
消却の処分を行った取得自己株式	_	_	_	_	
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	_	_	_	_	
その他	_		_	_	
保有自己株式数	3, 062, 404	_	3, 065, 225	_	

<sup>(</sup>注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

#### 3 【配当政策】

当社は長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と財務体質の強化を図ることによって企業価値の向上に努め、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としています。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

以上の方針と当期の業績を踏まえ、当期の期末配当金は普通配当を1株につき4円50銭とさせていただきました。なお、年間配当金につきましては、中間期1株につき4円50銭を配当させていただきましたので、合わせて1株につき9円となりました。

内部留保金につきましては、研究開発投資、生産設備投資など将来の事業展開に備え役立ててまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めています。

### (注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年5月13日 取締役会決議	301	4.50
平成23年12月21日 定時株主総会決議	301	4.50

### 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
最高(円)	895	1, 219	982	675	504
最低(円)	341	526	380	380	276

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

# (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	390	372	370	380	370	371
最低(円)	347	346	344	353	330	336

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

# 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名		生年月日		略歷	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		大 内 脩	吉	昭和16年2月6日生	平成8年12月 平成10年12月 平成11年12月	取締役 常務取締役社長室長 常務取締役管理本部長 専務取締役企画管理本部長	(注)4	81
代表取締役社長		神 山 洋		昭和25年4月28日生	平成16年12月 平成17年12月 平成18年12月 平成19年12月	式会社)入社 当社入社特販事業部長 取締役開発本部副本部長、原体事業本 部長、原体事業本部特販部長 取締役社長室長、研究開発本部副本部 長兼研究開発本部研究開発戦略推進室 長、原体事業本部長 取締役社長室長、営業本部副本部長	(注)4	18
取締役常務執行役員	営業本部長	廣瀬	薫	昭和26年2月9日生	昭和44年3月 平成16年12月 平成18年12月 平成20年12月	取締役営業本部副本部長兼営業本部マーケティング部長 取締役兼執行役員、営業本部副本部長	(注)4	10
取締役常務執行役員	研究開発本部長 兼研究開発体部 研究開発戦略推 進室長 環境安全部担当		道	昭和28年1月23日生	平成18年12月 平成19年12月 平成20年12月 平成22年12月	取締役研究開発本部副本部長兼研究開発本部研究開発戦略推進室室長 取締役兼執行役員、研究開発本部副本部長兼研究開発本部研究開発戦略推進室長 取締役兼執行役員、研究開発本部副本部長兼研究開発本部研究開発戦略推進室長兼研究開発本部研究開発戦略推進室開発マネージャー取締役兼執行役員、研究開発本部副本部長兼研究開発本部研究開発戦略推進室長、環境安全部担当	(注)4	16
取締役常務執行役員	社長室長 秘書室担当 秘書室長	友 井 洋	介	昭和31年1月12日生	平成19年12月 平成20年12月 平成21年12月	当社入社 執行役員社長室経営企画部長兼経営企 画部チーフ 取締役兼執行役員、社長室長兼社長室 経営企画部長兼社長室法務・監理部長 取締役兼執行役員、社長室長、秘書室 担当、秘書室長 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 取締役兼執行役員、営業本部副本部長	(注)4	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
				昭和54年4月	当社入社		
				平成15年12月	海外事業部長兼海外開発グループチー		
				<b>亚라10</b> 左10日			
				平成18年12月	執行役員研究開発本部研究開発戦略推進室開発		
取締役	海外営業本部長 兼海外営業本部	細田委治	昭和26年4月16日生		マネージャー	(注)4	9
執行役員	欧米営業部長	/м m /л /9 1П	10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		取締役兼執行役員、海外営業本部長	(111) 1	9
				平成21年12月			
					海外営業本部海外営業部長		
				平成23年8月	取締役兼執行役員、海外営業本部長兼		
					海外営業本部欧米営業部長 (現在)		
				昭和53年4月	当社入社		
				平成4年8月	研究本部医薬研究所医薬製剤グループ		
					チーフ		
					総合研究所薬物動態グループチーフ		
				平成 9 年12月	総合研究所研究推進部製剤グループチーフ		
15.6分40.				亚成19年8日	生産本部佐賀工場生産課長		
取締役 執行役員	生産本部長	古 瀬 純 隆	昭和29年2月19日生		生産本部佐賀工場長	(注)4	6
					生産本部生産統括部長		
				平成18年12月	執行役員生産本部生産統括部長		
				平成20年12月	取締役兼執行役員、生産本部長兼生産		
					本部生産統括部長		
				平成23年8月	取締役兼執行役員、生産本部長		
					(現在)		
				昭和55年4月			
	管理本部長		昭和29年5月6日生		管理本部人事部長		
					執行役員人事部長 執行役員管理本部副本部長兼管理本部		
取締役		平長 佐 久 間 伸			総務部長	(注)4	4
執行役員					取締役兼執行役員、社長室長、秘書室	(11) 1	1
					担当、秘書室長		
				平成23年12月	取締役兼執行役員、管理本部長		
					(現在)		
				昭和53年4月	当社入社		
					海外部ロンドン駐在員事務所長		
				平成8年3月	海外事業部営業1グループチーフ兼海		
				亚出19年19日	外事業部業務課長 ニチノーアメリカインコーポレーテッ		
				十八八13年12月	一プラ・テブラガインコーポレーテラ    ド出向		
取締役	化学品本部長			平成14年12月	海外事業部長補佐		
執行役員	兼化学品本部 化学品部長	中島博之	昭和28年11月26日生	平成15年12月	管理本部総務部長	(注)4	10
	10.1 10.0 10.0			平成18年12月	執行役員総務部長		
				平成20年12月	執行役員化学品本部化学品部長		
				平成21年12月	執行役員化学品本部副本部長兼化学品		
				E. Dookero II	本部化学品部長		
				平成22年12月	取締役兼執行役員、化学品本部長兼化		
				四和4年4日	学品本部化学品部長(現在) 旭電化工業株式会社(現株式会社		
				ратиччч 4 Д	ADEKA)入社		
				平成13年6月	同社取締役購買・物流部長		
取締役					同社取締役兼常務執行役員秘書室、総		
		堋 艹 邶 欢	昭和19年10月13日生		合企画部、法務・広報部、購買・物流	(注)4	
		p が が  彦			部担当兼コンプライアンス推進委員長	(土)4	
				平成18年6月	株式会社ADEKA代表取締役社長兼		
				W-01 F 2 F	COO		
					同社代表取締役社長(現在)		
				十成21年12月	当社取締役 (現在)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
					旭電化工業株式会社(現株式会社ADEKA)入社 当社入社特別顧問		
				平成17年12月	常務取締役生産本部長		
					取締役兼常務執行役員、化学品本部 長、生産本部長		
常勤監査役		伊藤利信	昭和21年8月5日生	平成20年12月	代表取締役兼副社長執行役員、社長補 佐、管理本部長	(注)4	20
				平成21年12月	代表取締役兼副社長執行役員、社長補 佐、管理本部長、化学品本部長		
				平成22年12月	代表取締役兼副社長執行役員、社長補佐、管理本部長		
					常勤監査役 (現在)		
				昭和54年4月	株式会社第一勧業銀行(現株式会社み ずほフィナンシャルグループ)入行		
				平成13年12月	同行雷門支店長		
				平成14年4月	株式会社みずほ銀行雷門支店長		
				平成16年1月	同行神田駅前支店長		
				平成17年7月	同行管理部長		
監査役		富安治彦	昭和31年7月7日生	平成19年6月	株式会社ADEKA監査役	(注)5	_
				平成21年6月	同社取締役兼執行役員法務・広報部担 当兼財務・経理部担当兼内部統制推進		
				平成91年19日	委員長 当社監査役(現在)		
					当に温息及(%化)     同社取締役兼執行役員法務・広報部担		
				1 1,0,22   0 / 1	当兼財務・経理部担当兼情報システム担当兼内部統制推進委員長(現在)		
				平成3年4月	弁護士登録(東京弁護士会)、渡部喜		
				平成13年7月	十郎法律事務所入所 戸井川法律事務所開設		
				平成17年4月	慶応義塾大学大学院法務研究科(法科		
監査役		戸井川 岩夫	昭和28年8月22日生	平成18年5月	大学院)非常勤講師(現任) 日比谷T&Y法律事務所開設(現任)	(注)4	_
				平成23年12月	   当社監査役(現在)   (重要な兼職の状況)		
					株式会社アデランス社外監査役		
					東洋精糖株式会社社外監査役 東都水産株式会社社外監査役		
		<u> </u>	計	l		<u> </u>	188

- (注) 1 取締役櫻井邦彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
  - 2 監査役冨安治彦氏、監査役戸井川岩夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
  - 3 当社は、経営監督と業務執行の分離により、取締役会の一層の活性化と経営意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しています。
    - なお、有価証券報告書提出日現在の執行役員は16名で、内7名は取締役を兼務しています。
  - 4 平成23年12月21日開催の定時株主総会の終結から1年間
  - 5 平成23年12月21日開催の定時株主総会の終結から4年間
  - 6 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を 選任しています。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日		所有株式数 (千株)	
花水征一	昭和20年4月23日生		弁護士登録 東京弁護士会 ユアサハラ法律特許事務所入所 (現在)	_

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、消費者等の全てのステークホルダーおよび社会の信頼を得るとともに、更なる企業価値向上のため、法令並びに企業倫理の遵守を基本とし、迅速かつ合理的な意思決定と適切な経営チェック機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

### ① 企業統治の体制

#### イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しています。3名の監査役のうち2名を社外監査役とすることで、独立性の強化と経営の透明性の確保を図っています。

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役1名)により構成されており、全ての重要な案件が取締役による十分な審議により決定され、効率的な経営、執行に努めています。また、経営チェックの観点から監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べています。

毎月の定例及び臨時の取締役会を中心に、経営執行の効率化と迅速化を図るため、基本方針の方向性を定める「経営会議」および「経営戦略会議」と、執行決定機関である「常務会」を定期的に開催する経営体制を敷いています。なお、「常務会」には全常勤取締役と常勤監査役が出席しています。

また、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は16名(うち7名は取締役を兼務)です。

さらに、内部統制を実効的に推進するため、内部統制統括委員会と、その下部組織としての「コンプライアンス委員会」、「J-SOX法委員会」、「リスクマネジメント委員会」を設置しています。

#### ロ 当該体制を採用している理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮・機能する最適なシステムであると判断し、上記体制を採用しています。

### ② 内部監査及び監査役監査

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されています。

監査役(会)と内部監査部門である法務・監理部は、定期的に内部統制およびリスク管理状況のチェックを行っています。

監査役(会)は、連結決算に際して、当社およびグループ各社の業務執行における適法性と妥当性のチェックを行っています。

監査役伊藤利信氏は、当社の経理、管理、企画部門の取締役を歴任しており、監理、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役冨安治彦氏は、株式会社ADEKAの取締役兼執行役員(財務・経理部他担当)であり、監理、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役戸井川岩夫氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い 知識を有しており、監査全般に関する相当程度の知見を有しています。 内部監査部門である法務・監理部は担当者2名により、内部監査計画に基づき、また必要と認められる場合、適宜、内部監査を実施の上、改善提案等を行い、その後の改善状況をチェックしています。

研究開発から生産、販売、消費、廃棄に至る「環境・安全・健康」に対する継続的な改善を目指したレスポンシブル・ケア活動の推進を図るため、レスポンシブル・ケア推進委員会を設置しています。各事業所および主要子会社は、毎年それぞれ推進方針を作成のうえ自主的活動に取り組んでおり、その活動の成果は「レスポンシブル・ケア レポート2011」として公表しています。

### ③ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は、当社筆頭株主の株式会社ADEKAの代表取締役社長櫻井邦彦氏であり、社外監査役は、株式会社ADEKAの取締役兼執行役員冨安治彦氏および弁護士戸井川岩夫氏です。株式会社ADEKAは、当社の大株主であり同社とは原料の購入および製品の販売等の取引がありますが、当社グループにおける取引比率は僅少であり同社からの事業上の制約はありません。その他に、社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に開示すべき特別の利害関係はありません。

また、社外監査役のうち戸井川岩夫氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

#### ④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別	対象となる 役員の員数	
(文具凸刀	(百万円)	基本報酬	賞与	(名)
取締役 (社外取締役を除く。)	226	209	17	11
監査役 (社外監査役を除く。)	17	16	1	1
社外役員	10	9	1	3

- (注) 1 「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 記載上の注意 (57) a (d) 」に規定する役員ごとの報酬 等の額の記載については、当社では100百万円以上の役員に限ることとしています。なお、当事業年度においては、当社及び主要な連結子会社から受けた役員報酬額が100百万円以上の役員は存しないことから役員 ごとの報酬等の額は記載していません。
  - 2 役員退職慰労金については、制度を廃止しています。
  - ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する基本方針は定めていません。

取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と「賞与」から構成されています。各取締役の基本報酬額及び賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定することとしています。

監査役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と「賞与」から構成されています。各監査役の基本報酬額及び賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定することとしています。

# ⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 46銘柄

貸借対照表計上額の合計額 1,471百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額 及び保有目的

# (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
関東電化工業㈱	416, 000	237	取引関係の維持・強化
㈱みずほフィナンシャルグループ	1, 729, 650	211	取引関係の維持・強化
㈱エス・ディー・エスバイオテック	165, 000	91	取引関係の維持・強化
㈱ツムラ	32, 000	83	取引関係の維持・強化
日本化薬㈱	99, 877	81	取引関係の維持・強化
㈱りそなホールディングス	98, 800	74	取引関係の維持・強化
㈱青森銀行	300, 641	63	取引関係の維持・強化
イハラケミカル工業㈱	253, 439	63	取引関係の維持・強化
住友化学㈱	153, 000	55	取引関係の維持・強化
中央三井トラストホールディングス㈱	178, 200	49	取引関係の維持・強化

<sup>(</sup>注) 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えているのは上位2銘柄のみですが、貸借対照表計上額の上位10 銘柄について記載しています。

# (当事業年度)

# 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱みずほフィナンシャルグループ	1, 808, 729	206	取引関係の維持・強化
関東電化工業㈱	416, 000	158	取引関係の維持・強化
㈱青森銀行	300, 641	80	取引関係の維持・強化
日本化薬㈱	99, 877	80	取引関係の維持・強化
㈱ツムラ	32,000	79	取引関係の維持・強化
イハラケミカル工業㈱	253, 439	75	取引関係の維持・強化
三井住友トラストホールディングス(株)	267, 217	69	取引関係の維持・強化
住友化学㈱	153, 000	46	取引関係の維持・強化
セントラル硝子㈱	100, 000	38	取引関係の維持・強化
㈱りそなホールディングス	98, 800	36	取引関係の維持・強化
㈱佐賀銀行	162, 182	34	取引関係の維持・強化
㈱三菱ケミカルホールディングス	62, 439	33	取引関係の維持・強化
㈱トウペ	455, 000	31	取引関係の維持・強化
古河機械金属㈱	406, 847	30	取引関係の維持・強化
日本曹達㈱	86, 000	30	取引関係の維持・強化
㈱三井住友フィナンシャルグループ	12, 695	28	取引関係の維持・強化
㈱東邦銀行	117, 000	25	取引関係の維持・強化
クミアイ化学工業㈱	85, 685	23	取引関係の維持・強化
日本電信電話㈱	6, 120	22	取引関係の維持・強化
イオン(株)	21, 094	22	取引関係の維持・強化
科研製薬㈱	19, 490	21	取引関係の維持・強化
住友商事㈱	14, 672	14	取引関係の維持・強化
石原産業㈱	137, 885	13	取引関係の維持・強化
レンゴー(株)	20,000	11	取引関係の維持・強化
㈱トクヤマ	30,000	8	取引関係の維持・強化
王子製紙㈱	15, 000	6	取引関係の維持・強化
㈱NITTOH	20,000	6	取引関係の維持・強化
長瀬産業㈱	5, 000	4	取引関係の維持・強化
双日㈱	25, 775	3	取引関係の維持・強化
北恵㈱	8, 857	2	取引関係の維持・強化

<sup>(</sup>注) 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えているのは上位2銘柄のみですが、貸借対照表計上額の上位30 銘柄について記載しています。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

### ⑥ 会計監査の状況

会計監査は、監査契約を締結している協和監査法人により、会社法、会社法施行規則、計算規則等の法令や監査基準等に基づき、適切に実施されています。なお、平成23年9月期における監査体制につきましては、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

代表社員 業務執行社員 髙山 昌茂 (2年)

代表社員 業務執行社員 小澤 昌志 (6年)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他4名

#### ⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する金額です。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### ⑧ 取締役の定数

当社は、取締役18名以内を置く旨定款に定めています。

### ⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めています。

### ⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

# イ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としています。

### ロ 中間配当

当社は、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)について、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めています。これは、機動的な配当政策の遂行を可能とすることを目的としています。

#### ⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

# (2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

σ.Λ.	前連結会	<b></b> 計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円) 基づく報酬(百万円)		監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社	29	_	29	_	
連結子会社	2	_	2	_	
計	31	_	31	_	

# ② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度 該当事項はありません。 当連結会計年度 該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度 該当事項はありません。 当連結会計年度 該当事項はありません。

# ④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しています。

# 第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)及び前事業年度(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)並びに当連結会計年度(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)及び当事業年度(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、協和監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っています。具体的には、会計 基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備する ため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。

また、公益財団法人財務会計基準機構や各種団体が主催するセミナーに参加して、情報収集に努めています。

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

資産合計

①【連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (平成23年9月30日) (平成22年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 7,513 5, 719 受取手形及び売掛金 11,949 11,967 有価証券 3,500 商品及び製品 4, 549 5,370 仕掛品 539 447 原材料及び貯蔵品 1,467 1,432 繰延税金資産 577 583 その他 1,488 1,352 貸倒引当金  $\triangle 4$  $\triangle 4$ 27,988 30, 460 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 建物及び構築物 (純額) 5,034 4,856 Ж 1 Ж1 機械装置及び運搬具(純額) 1,970 1,952 土地 5, 463 5,601 建設仮勘定 90 172 Ж1 Ж1 その他 (純額) 628 592 有形固定資産合計 13, 187 13, 175 無形固定資産 ソフトウエア 492 313 その他 427542 無形固定資産合計 920 856 投資その他の資産 投資有価証券 Ж2 2,826 ※2 2,610 長期貸付金 12 1 繰延税金資産 1,343 1,401 その他 1,051 526 貸倒引当金  $\triangle 20$  $\triangle 18$ 投資その他の資産合計 5, 270 4, 464 固定資産合計 19,378 18, 495

47, 367

48, 956

	前連結会計年度 (平成22年9月30日)	当連結会計年度 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3, 924	4, 848
短期借入金	1, 009	1,068
1年内償還予定の社債	75	75
未払費用	2, 114	2, 157
未払法人税等	351	597
賞与引当金	579	577
役員賞与引当金	25	22
返品調整引当金	40	43
その他	1,005	1,004
流動負債合計	9, 125	10, 392
固定負債		
社債	425	350
長期借入金	1,500	700
退職給付引当金	2, 417	2, 207
役員退職慰労引当金	85	105
その他	1, 850	1,776
固定負債合計	6, 278	5, 139
負債合計	15, 403	15, 532
純資産の部		
株主資本		
資本金	10, 939	10, 939
資本剰余金	13, 235	13, 235
利益剰余金	9, 003	10, 579
自己株式	△1, 596	△1,608
株主資本合計	31, 582	33, 146
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	431	360
為替換算調整勘定	△179	△216
その他の包括利益累計額合計	252	144
少数株主持分	129	133
純資産合計	31, 963	33, 424
負債純資産合計	47, 367	48, 956

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成21年10月1日 (自 平成22年10月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 売上高 40, 391 40, 450 売上原価 25,037 24,697 売上総利益 15, 354 15, 752 販売費及び一般管理費 **※**1, **※**2 12, 174 **※**1, **※**2 12, 213 営業利益 3, 179 3, 539 営業外収益 受取利息 4 5 受取配当金 77 71 不動産賃貸料 56 56 持分法による投資利益 55 72 為替差益 77 101 その他 46 41 営業外収益合計 320 348 営業外費用 支払利息 94 59 売上割引 19 16 たな卸資産廃棄損 217 249 その他 227 214 営業外費用合計 546 553 2, 954 3, 334 経常利益 特別利益 Ж3 0 Ж3 0 固定資産売却益 投資有価証券売却益 66 その他 5 特別利益合計 0 72 特別損失 **※**4 ₩4 固定資産処分損 28 60 投資有価証券評価損 430 51 震災関連費用 28 農薬処理費用 18 その他 6 特別損失合計 477 145 2, 477 3, 261 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 962 851 法人税等調整額 4 101 法人税等合計 856 1,063 少数株主損益調整前当期純利益 2, 198 少数株主利益 12 20 当期純利益 1,608 2, 178

(単位:百万円)

		(十匹・ログ11)
	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	_	2, 198
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	_	△70
為替換算調整勘定	_	△41
持分法適用会社に対する持分相当額	_	$\triangle 3$
その他の包括利益合計	_	* <sup>2</sup> △115
包括利益	_	* 1 2, 082
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	_	2,070
少数株主に係る包括利益	<del>-</del>	12

自己株式の取得

当期変動額合計

当期末残高

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成21年10月1日 (自 平成22年10月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 前期末残高 10,939 10, 939 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 10, 939 10,939 資本剰余金 前期末残高 13, 235 13, 235 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 13, 235 13, 235 利益剰余金 前期末残高 7,998 9,003 当期変動額 剰余金の配当  $\triangle 603$  $\triangle 602$ 当期純利益 1,608 2, 178 当期変動額合計 1,005 1,575 当期末残高 9,003 10,579 自己株式 前期末残高  $\triangle 1,596$  $\triangle 1,582$ 当期変動額 自己株式の取得  $\triangle 14$  $\triangle 11$ 当期変動額合計  $\triangle 14$  $\triangle 11$ 当期末残高  $\triangle 1,596$  $\triangle 1,608$ 株主資本合計 前期末残高 30, 591 31,582 当期変動額 剰余金の配当  $\triangle 603$  $\triangle 602$ 当期純利益 1,608 2, 178

 $\triangle 14$ 

991

31, 582

 $\triangle 11$ 

1,563

33, 146

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期未残高	486	431
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△55	△70
当期変動額合計	△55	△70
当期末残高	431	360
為替換算調整勘定		
前期末残高	△166	△179
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13	△36
当期変動額合計	△13	△36
当期末残高	△179	△216
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	320	252
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△68	△107
当期変動額合計	△68	△107
当期末残高	252	144
少数株主持分		
前期末残高	129	129
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	4
当期変動額合計	$\triangle 0$	4
当期末残高	129	133
純資産合計		
前期末残高	31, 041	31, 963
当期変動額		
剰余金の配当	△603	△602
当期純利益	1,608	2, 178
自己株式の取得	△14	△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△68	△103
当期変動額合計	922	1, 460
当期末残高	31, 963	33, 424

(単位:百万円)

		(単位:自力円)
	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2, 477	3, 261
減価償却費	1, 236	1, 317
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△207	△209
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△223	19
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	$\triangle 2$
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9	$\triangle 2$
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 5$	$\triangle 3$
返品調整引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 6$	3
受取利息及び受取配当金	△83	△76
支払利息	94	59
持分法による投資損益(△は益)	△55	$\triangle 72$
有形固定資産売却損益(△は益)	$\triangle 0$	$\triangle 0$
有形固定資産除却損	20	16
投資有価証券売却損益(△は益)	_	$\triangle 66$
投資有価証券評価損益(△は益)	430	51
売上債権の増減額 (△は増加)	△568	△108
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2, 343	△907
仕入債務の増減額(△は減少)	△263	994
未払消費税等の増減額(△は減少)	125	△150
その他	125	296
小計	5, 433	4, 421
利息及び配当金の受取額	94	97
利息の支払額	△94	△59
法人税等の支払額	△1, 156	△712
営業活動によるキャッシュ・フロー	4, 276	3, 746
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△570	△1, 009
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△158	△233
投資有価証券の売却による収入	7	159
定期預金の払戻による収入	394	63
貸付金の回収による収入	0	3
その他	1	△29
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1, 045

		(平位・ロカロ)
	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6, 682	5, 299
短期借入金の返済による支出	△6, 849	△5, 222
長期借入れによる収入	1,000	_
長期借入金の返済による支出	△825	△800
社債の発行による収入	500	_
社債の償還による支出	△500	△75
リース債務の返済による支出	△18	△42
自己株式の取得による支出	$\triangle 14$	△11
配当金の支払額	△603	$\triangle 602$
少数株主への配当金の支払額		△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△636	△1, 462
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13	△3
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3, 300	1, 234
現金及び現金同等物の期首残高	2, 913	6, 214
現金及び現金同等物の期末残高	** 1 6, 214	** 1 7, 448

# 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 平成21年10月1日 (自 平成22年9月30日)

# 1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

㈱ニチノー緑化、㈱ニチノーレック、㈱ニチノー サービス、ニチノーアメリカインコーポレーテッ ド、日本エコテック(株、日佳農葯股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称

ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、

売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要 な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除 いています。

- 2 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した関連会社数 1社 マレーシア農薬㈱
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の うち主要な会社等の名称

ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド

第一農薬㈱

タマ化学工業㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利 益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体 としても重要性がないため、持分法の適用から除 外しています。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 決算日が連結決算日と異なる会社について、当該 会社の事業年度に係る財務諸表を使用していま
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は連結決算日と一致していま す。

当連結会計年度 平成22年10月1日 (白 平成23年9月30日) 至

- 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 6社

㈱ニチノー緑化、㈱ニチノーレック、㈱ニチノー サービス、ニチノーアメリカインコーポレーテッ ド、日本エコテック㈱、日佳農葯股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称

ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、

- 売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要 な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除 いています。
- 2 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した関連会社数 1社 マレーシア農薬㈱
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の うち主要な会社等の名称

ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド

第一農薬㈱

タマ化学工業㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利 益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体 としても重要性がないため、持分法の適用から除 外しています。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 同左
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左

前連結会計年度

(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

- 4 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算 定)によっています。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品・製品・半製品・仕掛品・原料・貯蔵品 総平均法による原価法(収益性の低下による簿 価切下げの方法)によっています。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法によっています。また、在外連結 子会社は当該国の会計基準に基づく定額法によっています。

国内連結子会社は定率法によっています。

ただし、国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物

10~50年

機械装置

8年

工具器具備品 4~15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子 会社は当該国の会計基準に基づく定額法によっ ています。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可 能性を検討して計上しています。

- 4 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

時価のあるもの

同左.

時価のないもの

同左

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左
- ③ リース資産

同左

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

同左

前連結会計年度

(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額を計上しています。

④ 返品調整引当金

当社は、返品による損失に備えるため、当連結 会計年度末の売掛債権残高に返品率及び売買利 益率を乗じた金額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、国内連結子会社は退職給付債務の算出に あたり小規模企業等における簡便法を採用して います。

当社は、会計基準変更時差異については15年、 過去勤務債務については13年による按分額を費 用処理しています。

また、当社は、数理計算上の差異については、 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(現行13年)による按分額 をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理 することとしています。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準19号平成20年7月31日)を適用しています。

なお、本会計基準の適用に伴う退職給付債務の 変動はないため、損益に与える影響はありませ ん。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に備 えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し ています。

(追加情報)

当社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、 内規に基づく期末要支給額を計上していました が、平成21年12月17日開催の第110回定時株主 総会において、総会終結時をもって取締役及び 監査役の退職慰労金制度を廃止することに伴 い、総会終結時までの在任期間に対応する退職 慰労金を各役員の退任時に打切り支給すること を決議しました。

これにより、役員退職慰労引当金219百万円を 取り崩し、当連結会計期間末における未払額を 固定負債の「その他」に振替えています。 当連結会計年度

(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

② 賞与引当金

同左

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員に対す る賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に 見合う支給見込額を計上しています。

④ 返品調整引当金

同左

⑤ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、国内連結子会社は退職給付債務の算出に あたり小規模企業等における簡便法を採用して います。

当社は、会計基準変更時差異については15年、 過去勤務債務については13年による按分額を費 用処理しています。

また、当社は、数理計算上の差異については、 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(現行13年)による按分額 をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理 することとしています。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用 は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は純資産の部における為替換算調整 勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息 外貨建売掛債権

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する 目的で為替予約取引を行い、また、借入金利の 変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取 引を行っています。外貨建債権につきまして は、ヘッジ対象の識別を個別契約毎に行ってい ます。

④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理を採用して

おり、また、為替予約については振当処理を行っているため、ヘッジの有効性の判定を省略しています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価 評価法によっています。
- 6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に 満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない短期的な投資からなります。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準

同左

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

同左

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象同左
- ③ ヘッジ方針

同左

- ④ ヘッジの有効性評価の方法同左
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範 囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に 満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない短期的な投資からなります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

同左

_		_

# 【会計方針の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日) 1 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関
	1 「村分伝に関する云訂基準」及び「村分伝適用関   連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
	当連結会計年度より、「持分法に関する会計基
	準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表
	分)および「持分法適用関連会社の会計処理に関す
	る当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3
	月10日)を適用しています。
	なお、この変更に伴う損益に与える影響はありま
	せん。
	2 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用
	当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会
	計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)
	及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」
	(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)
	を適用しています。
	なお、この変更に伴う損益に与える影響はありま
	せん。
	3 「企業結合に関する会計基準」等の適用
	当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基
	準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、
	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準
	第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係     る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平
	る云前基準』の一部以正」(征耒云前基準第23万 平
	成20年12月26日)、「事業分離寺に関りる云訂基     準 (企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、
	「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号
	平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準
	及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業
	会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日) を適用
	しています。

# 【表示方法の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年10月1日	(自 平成22年10月1日
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)
	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「投資有価証券 売却損益(△は益)」(前連結会計年度0百万円)は、 重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲 記することに変更しました。

# 【追加情報】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年10月 1 日	(自 平成22年10月1日
至 平成22年 9 月30日)	至 平成23年9月30日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計 基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適 用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」 及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度 の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額 等合計」の金額を記載しております。

# 【注記事項】

# (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年9月30日)			当連結会計年度 (平成23年9月30日)		
<b>※</b> 1	有形固定資産減価償却累計額	24,354百万円	<b>※</b> 1	有形固定資産減価償却累計額	25,036百万円
<b>※</b> 2	※2 非連結子会社及び関連会社に係る注記 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のと おりです。		<b>※</b> 2	非連結子会社及び関連会社に係 非連結子会社及び関連会社に対 おりです。	
	投資有価証券	431百万円		投資有価証券	479百万円

# (連結損益計算書関係)

	前連結会計年度			当連結会計年度	_	
	(自 平成21年10月 1 至 平成22年 9 月 30	∃ ∃ )		(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	∃ )	
<b>※</b> 1	販売費及び一般管理費	H /	<b>※</b> 1	販売費及び一般管理費	<i>)</i>	
/•( -	販売費及び一般管理費のうち、	主要な費用及び金	<b>/•</b> ( ±	販売費及び一般管理費のうち、	主要な費用及	び金
	額は次のとおりです。			額は次のとおりです。		
	従業員給料	2,823百万円		従業員給料	2,813百	万円
	賞与引当金繰入額	456 "		賞与引当金繰入額	455	<i>]]</i>
	退職給付費用	264 "		退職給付費用	249	"
	役員退職慰労引当金繰入額	25 <i>II</i>		役員退職慰労引当金繰入額	20	"
	減価償却費	666 "		減価償却費	698	"
	貸倒引当金繰入額	2 "		委託研究費	1, 111	"
	委託研究費	1, 243 "				
<b>※</b> 2	販売費及び一般管理費に含まれ	ている研究開発費	<b>※</b> 2	販売費及び一般管理費に含まれ	ている研究開	発費
	は3,924百万円です。			は3,783百万円です。		
₩3	固定資産売却益		<b>※</b> 3	固定資産売却益		
	機械装置及び運搬具	0百万円		機械装置及び運搬具	0百	万円
<b>※</b> 4	固定資産処分損		<b>※</b> 4	固定資産処分損		
	建物及び構築物	8百万円		建物及び構築物	37百	万円
	機械装置及び運搬具	15 "		機械装置及び運搬具	18	"
	工具、器具及び備品	0 "		工具、器具及び備品	0	"
	その他	3 "		その他	3	"
	計	28 "		計	60	"

# (連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

# ※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益1,540百万円少数株主に係る包括利益7 "計1,548百万円

# ※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金 △55百万円 為替換算調整勘定 △34 ″ 持分方適用会社に対する持分相当額 16 ″ 計 △72百万円

### (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

# 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	70, 026, 782	_		70, 026, 782

# 2 自己株式に関する事項

株式の種類 前連結会計年度末		増加	減少	当連結会計年度末	
普通株式(株)	3, 005, 138	28, 791		3, 033, 929	

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28,791株

### 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年12月17日 定時株主総会	普通株式	301	4. 50	平成21年9月30日	平成21年12月18日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	301	4. 50	平成22年3月31日	平成22年6月8日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	301	4. 50	平成22年9月30日	平成22年12月20日

# 当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	株式の種類 前連結会計年度末		減少	当連結会計年度末	
普通株式(株)	70, 026, 782	_	_	70, 026, 782	

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	株式の種類 前連結会計年度末		減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3, 033, 929	28, 475	_	3, 062, 404

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28,475株

### 3 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額   円)	基準日	効力発生日
	平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	301	4. 50	平成22年9月30日	平成22年12月20日
-	平成23年5月13日 取締役会	普通株式	301	4. 50	平成23年3月31日	平成23年6月9日

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	301	4.50	平成23年9月30日	平成23年12月22日

# (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)			当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	)
<b>※</b> 1	現金及び現金同等物の期末残高と に掲記されている科目の金額との		<b>※</b> 1	現金及び現金同等物の期末残高と に掲記されている科目の金額との	
	現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	7,513百万円 △1,299 ″		現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	5,719百万円 △1,770 ″
	現金及び現金同等物	6, 214 "		有価証券 (僅少なリスクしか負わない 償還期限が取得日から3ヶ月 以内の短期投資)	3, 500 "
				現金及び現金同等物	7,448 "

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
- ① 有形固定資産

主としてサービス事業の分析・測定機器(工具、器 具及び備品)です。

② 無形固定資産

インターネット監視ツール用ソフトウエアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資 産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額

	工具器具 及び備品	その他	合計	
取得価額 相当額	332百万円	42百万円	374百万円	
減価償却 累計額相当額	251 "	40 "	292 "	
期末残高 相当額	80 "	1 "	82 "	

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	47百万円
1年超	34 "
合計	82. II

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

64百万円

減価償却費相当額

64 "

④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法によっています。 2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内		1百	万円
1年超		1	"
合計		2	]]

当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

l ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
- ① 有形固定資産

同左

② 無形固定資産

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

同左

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額

	工具器具 及び備品	その他	合計
取得価額 相当額	304百万円	21百万円	326百万円
減価償却 累計額相当額	270 "	21 "	292 "
期末残高 相当額	34 "	— "	34 "

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	26百万円
1年超	8 "
合計	34 "

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

46百万円

減価償却費相当額

46 "

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっています。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	1百万円
1年超	1 "
合計	3 "

#### (金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

#### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日) を適用しています。

#### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達に関しては主に銀行借入により調達しており、資金運用に関しては流動性の高い預金等に限定し運用しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは債権管理表により取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主たる取引先の信用状況を会議等で定期的に把握する体制としています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク 及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為 替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引で す。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関と のみ取引を行っています。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。 ((注)2をご参照下さい。)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	7, 513	7, 513	_
(2) 受取手形及び売掛金	11, 949	11, 949	_
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2, 128	2, 128	_
(4) 長期性預金(投資その他の資産のその他に含まれる)	500	499	△0
資産計	22, 090	22, 090	△0
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	3, 924	3, 924	_
(2) 短期借入金	209	209	_
(3) 社債(1年以内償還予定の社債を含む)	500	500	_
(4) 長期借入金(短期借入金に含まれる1年以 内返済予定の長期借入金を含む)	2, 300	2, 316	16
負債計	6, 934	6, 950	16
デリバティブ取引	_	_	_

- (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
  - (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(4) 長期性預金

長期性預金については、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しています。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっています。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて 算出する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例対象とされており、当該金利ス ワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる 利率で割り引いて算定する方法によっています。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。 デリバティブ取引に関する注記事項は「注記事項(デリバティブ取引関係)」をご参照ください。

## (注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

内容	連結貸借対照表計上額
非上場株式	697

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めていません。

### (注)3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7, 513	_	_	_
受取手形及び売掛金	11, 949	_	_	_
長期性預金	_	500	_	_
合計	19, 462	500	_	_

## (注) 4 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
社債	75	75	75	75	200	_
長期借入金	800	800	500	200	_	_
合計	875	875	575	275	200	_

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達しており、資金運用に関しては流動性の高い預金等に限定し運用しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは債権管理表により取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主たる取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が役員等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物 為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引 です。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関 とのみ取引を行っています。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。 ((注)2をご参照下さい。)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	5, 719	5, 719	_
(2) 受取手形及び売掛金	11, 967	11, 967	_
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5, 406	5, 406	_
資産計	23, 093	23, 093	_
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	4, 848	4, 848	_
(2) 短期借入金	268	268	_
(3) 社債(1年以内償還予定の社債を含む)	425	425	_
(4) 長期借入金(短期借入金に含まれる1年以 内返済予定の長期借入金を含む)	1,500	1,508	8
負債計	7, 041	7, 049	8
デリバティブ取引	_	_	_

#### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされています。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっています。

#### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて 算出する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該 金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積も られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。 デリバティブ取引に関する注記事項は「注記事項(デリバティブ取引関係)」をご参照ください。

## (注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

内容	連結貸借対照表計上額
非上場株式	703

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## (注)3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内		
現金及び預金	5, 719	_	_	_
受取手形及び売掛金	11, 967	_	_	_
有価証券及び投資有価証券	3, 500	_	_	_
合計	21, 186	_	_	_

## (注) 4 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
社債	75	75	75	200	_	_
長期借入金	800	500	200	_	_	_
合計	875	575	275	200	_	

#### (有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

#### 1 その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1, 904	1, 128	775
小計	1, 904	1, 128	775
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	224	271	△47
小計	224	271	△47
合計	2, 128	1, 400	727

<sup>(</sup>注) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額265百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

#### 2 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、 投資有価証券評価損398百万円を計上しています。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時 価が取得原価に比べ30%以上下落し、回復可能性が不明な場合に減損処理を適用しています。 当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

## 1 その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1, 404	693	710
小計	1, 404	693	710
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	502	615	△113
小計	502	615	△113
合計	1,906	1, 309	597

(注) 1. 預金と同等の性格を有することから、取得価格をもって連結貸借対照表価額とし、上表の「その他有価証券」に含めていない有価証券は、以下の通りであります。

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
譲渡性預金	3, 500

- 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額224百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。
- 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	92	66	_

#### 3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、 投資有価証券評価損51百万円を計上しています。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価 が取得原価に比べ30%以上下落し、回復可能性が不明な場合に減損処理を適用しています。 (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### (1) 通貨関連

ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち	時価
方法	取引の種類等		(百万円)	1年超(百万円)	(百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド	売掛金	710 34		(注)

<sup>(</sup>注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、 その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

#### (2) 金利関連

ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち	時価
方法	取引の種類等		(百万円)	1年超(百万円)	(百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1, 200	720	(注)

<sup>(</sup>注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている ため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち	時価
方法	取引の種類等		(百万円)	1年超(百万円)	(百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド	売掛金	591 27		(注)

<sup>(</sup>注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、 その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

### (2) 金利関連

ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち	時価
方法	取引の種類等		(百万円)	1年超(百万円)	(百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	720	240	(注)

<sup>(</sup>注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている ため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日				当連結会計年度 (自 平成22年10月1日		
	至 平成22年9月30日)				至 平成23年9月30日)		
1 技	採用している退職給付制度の概要			1 技	¥用している退職給付制度の概要		
필	当社は、確定給付型の制度として、確	在定給付金	È業年	= =	当社は、確定給付型の制度として、確	在定給付金	<b>è</b> 業年
	会制度及び退職一時金制度を、国内運	車結子会社	上は、	白	会制度及び退職一時金制度を、国内退	<b>基結子会</b> 社	上は、
	<b>退職一時金制度を設けています。</b>				退職一時金制度を設けています。		
	た、当社は退職一時金制度について	て退職給作	付信託		た、当社は退職一時金制度について	て退職給作	付信託
	と設定しています。				き設定しています。		
	B職給付債務に関する事項			_	B職給付債務に関する事項		
(1)	退職給付債務	3, 990音	了万円	(1)	(C)((A)(A)((A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(	3, 950音	了万円
	(内訳)				(内訳)		
2	未認識数理計算上の差異	137	"	2	未認識数理計算上の差異	196	"
3	会計基準変更時差異の未処理額	159	"	3	会計基準変更時差異の未処理額	127	"
4	未認識過去勤務債務	$\triangle 42$	"	4	未認識過去勤務債務	$\triangle 42$	"
(5)	年金資産(退職給付信託含む)	1, 319	"	(5)	年金資産(退職給付信託含む)	1, 461	"
6	退職給付引当金	2, 417	"	6	退職給付引当金	2, 207	"
(注	) 国内連結子会社は、退職給付債額	め 算定に	こあた	(注	) 国内連結子会社は、退職給付債務	め 算定に	こあた
	り、簡便法を採用しています。				り、簡便法を採用しています。		
3 ì	<b>B職給付費用に関する事項</b>			3 i	・・・・は・・ <p< td=""><td></td><td></td></p<>		
1	勤務費用	220官	百万円	1	勤務費用	205官	万円
2	利息費用	73	"	2	利息費用	72	"
3	期待運用収益	$\triangle 40$	"	3	期待運用収益	$\triangle 46$	"
4	過去勤務債務の費用処理額	$\triangle 0$	"	4	過去勤務債務の費用処理額	$\triangle 0$	"
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	8	"	(5)	数理計算上の差異の費用処理額	15	"
6	会計基準変更時差異の費用処理額	31	"	6	会計基準変更時差異の費用処理額	31	"
7	退職給付費用	293	"	7	退職給付費用	278	"
(注	) 簡便法を採用している国内連結	子会社の追	退職給	(注	) 簡便法を採用している国内連結分	子会社のi	<b>B職給</b>
	付費用は、①勤務費用に計上して	こいます。			付費用は、①勤務費用に計上して	います。	
4 ù	B職給付債務等の計算の基礎に関する	5事項		4 મે	融給付債務等の計算の基礎に関する	事項	
1	退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準			1	退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準		
2	割引率		2.0%	2	割引率	:	2.0%
3	期待運用収益率		3.5%	3	期待運用収益率	;	3.5%
4	過去勤務債務の額の処理年数		13年	4	過去勤務債務の額の処理年数		13年
5	数理計算上の差異の処理年数		13年	(5)	数理計算上の差異の処理年数		13年
	(発生時の従業員の平均残存勤務年	三数による	が接分		(発生時の従業員の平均残存勤務年	=数による	6按分
	額を費用処理する方法。				額を費用処理する方法。		
	ただし、翌連結会計年度から費用	月処理する	ること		ただし、翌連結会計年度から費用	見処理する	らこと
	としています。)				としています。)		
6	会計基準変更時差異の処理年数		15年	6	会計基準変更時差異の処理年数		15年

# (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

	前連結会計年度		当連結会計年度
	(自 平成21年10月1日	l .	(自 平成22年10月1日
	至 平成22年9月30日	•	至 平成23年9月30日)
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因の	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
	内訳 (487年)		内訳 (47.77% 4.78)
	(繰延税金資産)	00.4777	(繰延税金資産)
	賞与引当金	234百万円	賞与引当金 232百万
	退職給付引当金	911 "	退職給付引当金 900 ″
	確定給付企業年金未払額	326 "	確定給付企業年金未払額 251 "
	役員退職慰労引当金	34 "	役員退職慰労引当金 42 "
	投資有価証券評価損	565 <i>"</i>	投資有価証券評価損 547 "
	土地減損損失	167 "	土地減損損失 167 "
	その他	474 "	その他 466 "
	繰延税金資産 小計	2, 713 "	繰延税金資産 小計 2,608 "
	評価性引当額	△333 ″	評価性引当額 <u>△336 ″</u>
	繰延税金資産 合計	2, 379 "	繰延税金資産 合計 2,272 <i>"</i>
	(繰延税金負債)		(繰延税金負債)
	退職給付信託設定益	△104 "	退職給付信託設定益 △98 ″
	その他有価証券評価差額金	△296 ″	その他有価証券評価差額金 △247 ″
	繰延税金負債 合計	△400 "	繰延税金負債 合計 △346 ″
	繰延税金資産の純額	1, 979 "	繰延税金資産の純額 1,926 "
2	法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	│ │ 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負
	率との差異の原因となった主な項	目別の内訳	率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率	40.7%	   法定実効税率 40.7 <sup>6</sup>
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.8%	交際費等永久に損金に 算入されない項目 1.00
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△1.0%	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目 △0.6
	住民税均等割等	1.1%	住民税均等割等 0.89
	試験研究費税額控除	△7. 5%	外国税額控除 △1.80
	その他	△0.5%	試験研究費税額控除 △6.9
	税効果会計適用後の	34.6%	その他 △0.6
	法人税等の負担率	<u></u>	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 32.6°

## (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

#### (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用商業施設等(土地を含む。)を有しています。平成22年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は215百万円です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

連	当連結会計年度末の時価					
前連結会計年度末残高	前連結会計年度末残高 当連結会計年度増減額 当連結会計年度末残高					
1, 543	△43	1, 499	3, 401			

- (注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
  - 2 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費の計上によるものです。
  - 3 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額です。

#### (追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しています。

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用商業施設等(土地を含む。)を有しています。平成23年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は194百万円です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

連	当連結会計年度末の時価				
前連結会計年度末残高	吉会計年度末残高 当連結会計年度増減額 当連結会計年度末残高				
1, 499	116	1,616	3,772		

- (注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
  - 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、事業用固定資産からの転用による増加(112百万円)等です。
  - 3 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した 金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であり、その他の物件については一定の評価額や適 切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額です。

#### (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

	化学品事業 (百万円)	工事事業 (百万円)	サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益 売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	38, 648	633	1, 109	40, 391	_	40, 391
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7	5	873	886	(886)	_
<b>≓</b> +	38, 655	639	1, 983	41, 277	(886)	40, 391
営業費用	35, 194	708	1,612	37, 515	(304)	37, 211
営業利益又は営業損失(△)	3, 460	△69	370	3, 761	(582)	3, 179
Ⅲ 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	44, 207	402	2, 757	47, 367	_	47, 367
減価償却費	1, 133	0	103	1, 236	_	1, 236
資本的支出	690	1	161	853	_	853

(注) 1 事業区分は製品の種類・事業の内容等により、「化学品事業」と「工事事業」「サービス事業」に区分しています。

化学品事業……農薬・医薬品・木材薬品・化成品ほか

工事事業………造園緑化工事ほか

サービス事業……スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほか

- 2 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれています。
- 3 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用(556百万円)の主なものは、親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用です。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の合計に占める「日本」の割合が、いずれも90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

#### 【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

		アジア	米州	欧州	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	6, 895	3, 291	2, 340	689	13, 217
П	連結売上高(百万円)					40, 391
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17. 1	8. 1	5.8	1.7	32. 7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。
  - 2 各区分に属する主な国又は地域
    - (1) アジア……・韓国・インド・中国
    - (2) 米州……米国・メキシコ
    - (3) 欧州……ドイツ・ベルギー
    - (4) その他の地域……エジプト・オーストラリア・モロッコ
  - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

#### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、製品・サービス別に区分した「農薬事業」「農薬以外の化学品事業」ごとに国内及び 海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社グループでは、「農薬事業」「農薬以外の化学品事業」の2つを報告セグメントとしています。

「農薬事業」は、農薬を製造・販売し、「農薬以外の化学品事業」は、医薬品・木材薬品・化成品ほかを製造・販売しています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事 項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

報告セグメント				その他	合計	調整額	連結 財務諸表
	農薬	農薬以外の 化学品	計	(注) 1	一番	(注) 2	計上額 (注) 3
売上高							
外部顧客への売上高	35, 584	2, 854	38, 438	1, 953	40, 391	_	40, 391
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	_	7	876	883	△883	_
計	35, 591	2,854	38, 445	2, 829	41, 275	△883	40, 391
セグメント利益	2, 849	570	3, 419	405	3, 825	△645	3, 179
セグメント資産	32, 809	1, 948	34, 758	3, 069	37, 827	9, 539	47, 367
その他の項目							
減価償却費	1, 073	62	1, 136	101	1, 237	$\triangle 0$	1, 236
持分法適用会社への投資額	44	_	44	_	44	_	44
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	666	35	701	151	853	_	853

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。
  - 2 調整額の内容は下記のとおりです。

セグメント利益の調整額△645百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△698百万円、未実 現利益の調整等53百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費で す

セグメント資産の調整額9,539百万円は、主に当社の余資運用資金(現金及び預金)及び長期投資資金(投資有価証券)等です。

- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。
- 4 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれています。

(単位:百万円)

						\ I  =	🖂 /3   1/
	報	告セグメン	<u>۲</u>	その他	合計	調整額	連結財務諸表
	農薬	農薬以外の 化学品	計	(注) 1	Ц Н1	(注) 2	計上額 (注) 3
売上高							
外部顧客への売上高	35, 811	2, 825	38, 636	1, 813	40, 450	_	40, 450
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	_	7	854	862	△862	_
計	35, 819	2, 825	38, 644	2, 668	41, 312	△862	40, 450
セグメント利益	2, 704	992	3, 697	454	4, 151	△612	3, 539
セグメント資産	33, 056	1, 904	34, 961	3, 147	38, 108	10, 847	48, 956
その他の項目							
減価償却費	1, 131	64	1, 195	122	1, 318	$\triangle 0$	1, 317
持分法適用会社への投資額	44	_	44	_	44	_	44
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1, 048	50	1, 098	183	1, 282	_	1, 282

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。
  - 2 調整額の内容は下記のとおりです。

セグメント利益の調整額△612百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△650百万円、未実現利益の調整等37百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

セグメント資産の調整額10,847百万円は、主に当社の余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等です。

- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。
- 4 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれています。

#### (追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

#### 【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位:百万円)

日本	アジア	その他	合計
26, 051	7, 349	7, 049	40, 450

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しています。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	475円20銭	1株当たり純資産額	497円14銭
1株当たり当期純利益	24円01銭	1株当たり当期純利益	32円52銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 いては、潜在株式がないため、記載をし 算定上の基礎 1 1株当たり純資産額		なお、潜在株式調整後1株当たり当期 いては、潜在株式がないため、記載をし 算定上の基礎 1 1株当たり純資産額	
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	31,963百万円	連結貸借対照表の純資産の部の 合計額	33, 424百万円
普通株式に係る純資産額	31,834百万円	普通株式に係る純資産額	33, 290百万円
差額の内訳		差額の内訳	
少数株主持分	129百万円	少数株主持分	133百万円
普通株式の発行済株式数	70,026,782株	普通株式の発行済株式数	70,026,782株
普通株式の自己株式数	3,033,929株	普通株式の自己株式数	3,062,404株
1株当たり純資産の算定に用い られた普通株式の数	66, 992, 853株	1株当たり純資産の算定に用い られた普通株式の数	66, 964, 378株
2 1株当たり当期純利益		2 1株当たり当期純利益	ľ
連結損益計算書上の当期純利益	1,608百万円	連結損益計算書上の当期純利益	2, 178百万円
普通株式に係る当期純利益	1,608百万円	普通株式に係る当期純利益	2,178百万円
普通株式の期中平均株式数	67,005,072株	普通株式の期中平均株式数	66, 975, 846株

## (重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

#### ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱ニチノーサービス	第2回無担保社債 (注)1	平成22年 9月24日	500	425 (75)	0. 68	なし	平成27年 9月24日
合計	_	_	500	425 (75)	_	_	_

- (注) 1 「当期末残高」欄の() 内書は、1年以内の償還予定額です。
  - 2 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1 年以内	1 年超 2 年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
75	75	75	200	_

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	209 (2,500千 <b>\$</b> )	268 (3,500千 <b>\$</b> )	1. 59	_
1年以内に返済予定の長期借入金	800	800	0.71	_
1年以内に返済予定のリース債務	35	41	_	_
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	1, 500	700	0. 49	平成24年10月1日 から 平成26年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)	117	96	_	平成24年10月1日 から 平成28年8月27日
その他有利子負債			_	_
合計	2, 662	1, 905	_	_

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。
  - 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。
  - 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	500	200	_	_
リース債務	41	34	18	2

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

# (2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

		(自 至	第1四半期 平成22年10月1日 平成22年12月31日)	(自 至	第2四半期 平成23年1月1日 平成23年3月31日)	(自 至	第3四半期 平成23年4月1日 平成23年6月30日)	(自 至	第4四半期 平成23年7月1日 平成23年9月30日)
売上高	(百万円)		6, 864		15, 473		9, 987		8, 124
税金等調整前四半期純 利益金額又は四半期純 損失金額(△)	(百万円)		△79		2, 605		1, 079		△343
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)	(百万円)		△43		1, 627		697		△103
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	(円)		△0. 64		24. 30		10. 41		△1. 54

## 2【財務諸表等】

#### (1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

前事業年度 当事業年度 (平成22年9月30日) (平成23年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 6, 130 3,520 Ж2 **※**2 受取手形 4,237 4,007 売掛金 6,591 7,010 有価証券 3,500 商品及び製品 4,316 5, 109 仕掛品 426 517 原材料及び貯蔵品 1,387 1,355 前払費用 708 500 繰延税金資産 427 438 短期貸付金 Ж2 209 ※2 268 未収入金 623 1,506 その他 121 69 貸倒引当金  $\triangle 1$  $\triangle 1$ 流動資産合計 25, 178 27,803 固定資産 有形固定資産 建物 9,758 9,865 減価償却累計額  $\triangle 5,870$  $\triangle 6,095$ 建物 (純額) 3,770 3,887 構築物 2,362 2,354 減価償却累計額 △1,844 △1,863 構築物 (純額) 518 490 機械及び装置 14, 328 14, 488 減価償却累計額 △12, 388 △12, 561 機械及び装置 (純額) 1,940 1,927 車両運搬具 74 79 減価償却累計額  $\triangle 52$  $\triangle 60$ 車両運搬具 (純額) 21 18 工具、器具及び備品 4,054 3,893 減価償却累計額  $\triangle 3,409$ △3, 599 工具、器具及び備品(純額) 483 454 土地 5, 326 5, 463 リース資産 22 22  $\triangle 9$ 減価償却累計額  $\triangle 5$ リース資産 (純額) 17 13 172 建設仮勘定 90 有形固定資産合計 12, 285 12, 310

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
無形固定資産		
借地権	126	127
ソフトウエア	483	302
リース資産	9	6
施設利用権	24	20
無形固定資産合計	643	457
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 725	1, 471
関係会社株式	4, 741	4,732
長期貸付金	6	_
従業員に対する長期貸付金	5	1
長期前払費用	9	_
繰延税金資産	1, 226	1, 150
敷金	299	295
長期預金	500	_
その他	80	72
貸倒引当金	△20	△15
投資その他の資産合計	8, 574	7, 709
固定資産合計	21, 503	20, 477
資産合計	46, 682	48, 280
負債の部		
流動負債		
支払手形	210	290
買掛金	2, 979	3, 878
短期借入金	209	268
1年内返済予定の長期借入金	800	800
未払金	420	649
未払費用	1, 954	2, 102
未払消費税等	157	_
未払法人税等	258	486
未払事業所税	6	7
賞与引当金	401	402
役員賞与引当金	25	20
返品調整引当金	40	43
設備関係支払手形	158	94
その他	123	121
流動負債合計	7,744	9, 164
固定負債		
長期借入金	1, 500	700
長期未払金	260	260

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
リース債務	20	12
退職給付引当金	2, 072	1, 837
長期預り金	1,034	1, 031
固定負債合計	4, 887	3, 842
負債合計	12, 632	13, 006
純資産の部		
株主資本		
資本金	10, 939	10, 939
資本剰余金		
資本準備金	8, 235	8, 235
その他資本剰余金	5, 000	5, 000
資本剰余金合計	13, 235	13, 235
利益剰余金		
利益準備金	1, 574	1, 574
その他利益剰余金		
別途積立金	3, 145	3, 145
繰越利益剰余金	6, 319	7, 626
利益剰余金合計	11,039	12, 346
自己株式	△1, 596	△1,608
株主資本合計	33, 618	34, 913
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	431	360
評価・換算差額等合計	431	360
純資産合計	34, 049	35, 273
負債純資産合計	46, 682	48, 280

売上割引

たな卸資産廃棄損

営業外費用合計

寄付金

雑損失

経常利益

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (自 平成21年10月1日 (自 平成22年10月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 売上高 製品売上高 28,912 29, 111 商品売上高 6,704 6, 238 その他の売上高 847 1,536 売上高合計 36, 885 36, 464 売上原価 製品期首たな卸高 2,302 3, 115 当期製品製造原価 18, 270 20, 497 合計 21, 386 22, 799 製品他勘定振替高 204 419 製品期末たな卸高 2,302 3, 257 製品売上原価 18,879 19, 122 商品期首たな卸高 434 395 当期商品仕入高 4,461 4,238 合計 4,896 4,633 Ж1 **※**1 150 107 商品他勘定振替高 商品期末たな卸高 395 349 商品売上原価 4, 393 4, 132 売上原価合計 23, 272 23, 255 13,630 売上総利益 13, 192 返品調整引当金戻入額 46 40 返品調整引当金繰入額 40 43 差引売上総利益 13, 198 13,627 **※**2 ※2 販売費及び一般管理費 10,516 10,553 2,681 営業利益 3,073 営業外収益 受取利息 34 18 **※**4 受取配当金 111 114 不動産賃貸料 55 55 雑収入 79 74営業外収益合計 281 263 営業外費用 支払利息 52

83

19

5

217

122

448

2, 515

16

6

249

137

461

2,875

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	_	66
その他		5
特別利益合計	_	72
特別損失		
固定資産処分損	×3 27	×3 58
投資有価証券評価損	430	51
震災関連費用	_	24
農薬処理費用	18	_
その他		0
特別損失合計	476	134
税引前当期純利益	2, 038	2, 812
法人税、住民税及び事業税	689	790
法人税等調整額	△11	113
法人税等合計	677	903
当期純利益	1, 360	1, 909

## 【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当事業年度 (自 平成22年10月 至 平成23年9月	30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		15, 055	78. 83	16, 691	77. 01
Ⅱ 経費		4, 042	21. 17	4, 983	22. 99
(外注加工費)		(2, 502)		(3, 186)	
(減価償却費)		(550)		(580)	
当期総製造費用		19, 097	100. 00	21, 674	100.00
期首仕掛品たな卸高		255		426	
合計		19, 352		22, 101	
期末仕掛品たな卸高		426		517	
他勘定振替高	<b>※</b> 1	655		1, 086	
当期製品製造原価		18, 270		20, 497	

## (注) 1 他勘定振替高の内容は、次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
材料費	917	1, 302
その他	△262	△215
合計	655	1, 086

<sup>2</sup> 原価計算の方法は総合原価計算を採用し、原価計算の期間は1カ月単位として製品別原価計算を行っています。

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10, 939	10, 939
当期変動額		
当期変動額合計	<u> </u>	
当期末残高	10, 939	10, 939
資本剰余金	•	
資本準備金		
前期末残高	8, 235	8, 235
当期変動額		
当期変動額合計	_	_
当期末残高	8, 235	8, 235
その他資本剰余金		
前期末残高	5,000	5,000
当期変動額		
当期変動額合計	_	_
当期末残高	5,000	5, 000
資本剰余金合計		<u> </u>
前期末残高	13, 235	13, 235
当期変動額	,	·
当期変動額合計	_	-
当期末残高	13, 235	13, 235
利益剰余金		<u> </u>
利益準備金		
前期末残高	1, 574	1, 574
当期変動額	2,	_,
当期変動額合計	_	-
当期末残高	1, 574	1, 574
その他利益剰余金		_,
別途積立金		
前期末残高	3, 145	3, 145
当期変動額	0,110	0,110
当期変動額合計	_	_
当期末残高	3, 145	3, 145
繰越利益剰余金		0,110
前期末残高	5, 562	6, 319
当期変動額	0, 002	0, 013
剰余金の配当	△603	△602
当期純利益	1, 360	1, 909
当期変動額合計	757	1, 306

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
当期末残高	6, 319	7, 626
利益剰余金合計		
前期末残高	10, 281	11,039
当期変動額		
剰余金の配当	△603	△602
当期純利益	1, 360	1, 909
当期変動額合計	757	1, 306
当期末残高	11, 039	12, 346
自己株式		
前期末残高	△1, 582	△1, 596
当期変動額		
自己株式の取得	△14	△11
当期変動額合計	<u></u>	△11
当期末残高	△1,596	△1,608
株主資本合計		
前期末残高	32, 875	33, 618
当期変動額		
剰余金の配当	△603	△602
当期純利益	1, 360	1, 909
自己株式の取得	△14	△11
当期変動額合計	743	1, 294
当期末残高	33, 618	34, 913
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	486	431
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	(純額) △55	△70
当期変動額合計	△55	△70
当期末残高	431	360
評価・換算差額等合計		
前期末残高	486	431
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	(純額) △55	△70
当期変動額合計	△55	△70
当期末残高	431	360

			(1   四 : 日 / \$ 1 4 /
		前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
純資	<b>译</b> 產合計		
Ī	前期末残高	33, 361	34, 049
	当期変動額		
	剰余金の配当	△603	△602
	当期純利益	1, 360	1, 909
	自己株式の取得	$\triangle 14$	△11
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△55	△70
	当期変動額合計	688	1, 224
	当期末残高	34, 049	35, 273
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計	△603 1,360 △14 <u>△55</u> 688	

#### 【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)によっ ています。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法)によっています。
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10~50年

機械装置

8年

工具器具備品 4~15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前 のリース取引については、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっています。 1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

司左

(2) その他有価証券 時価のあるもの

同左

時価のないもの

同左

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左

- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産

同左

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

同左

- 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場によ り円貨に換算し、換算差額は損益として処理してい ます。
- 5 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は 個別に回収可能性を検討して計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため支給見込額の当 期負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に見 合う支給見込額を計上しています。

(4) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、当期末の売掛債権 残高に返品率および売買利益率を乗じた金額を計 上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務の見込額に基づき、当期末において 発生していると認められる額を計上しています。 なお、会計基準変更時差異については15年、過去 勤務債務については13年による按分額を費用処理 しています。

また、数理計算上の差異については、各期の発生 時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (現行13年)による按分額をそれぞれ発生の翌期よ り費用処理することとしています。

(会計方針の変更)

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の 一部改正(その3)(企業会計基準19号平成20 年7月31日)を適用しています。

なお、本会計基準の適用に伴う退職給付債務の 変動はないため、損益に与える影響はありません。

(6) 役員退職慰労引当金

(追加情報)

当社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、 内規に基づく期末要支給額を計上していました が、平成21年12月17日開催の第110回定時株主 総会において、総会終結時をもって取締役及び 監査役の退職慰労金制度を廃止することに伴 い、総会終結時までの在任期間に対応する退職 慰労金を各役員の退任時に打切り支給すること を決議しました。

これにより、役員退職慰労引当金219百万円を 取り崩し、当期末における未払額を固定負債の 「長期未払金」に振替えています。 5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

同左.

(2) 賞与引当金

同左

(3) 役員賞与引当金

同左

(4) 返品調整引当金

同左

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務の見込額に基づき、当期末において 発生していると認められる額を計上しています。 なお、会計基準変更時差異については15年、過去 勤務債務については13年による按分額を費用処理 しています。

また、数理計算上の差異については、各期の発生 時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (現行13年)による按分額をそれぞれ発生の翌期よ り費用処理することとしています。

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年10月1日	
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)
6 ヘッジ会計	6 ヘッジ会計
(1) ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満た	同左
していますので、特例処理を採用しています。	
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債	
務等については振当処理を行っています。	
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段金利スワップ	同左
為替予約	
ヘッジ対象借入金の利息	
外貨建売掛債権	
(3) ヘッジ方針	(3) ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目	同左
的で為替予約取引を行い、また、借入金利の変動	
リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行	
っています。外貨建債権につきましては、ヘッジ	
対象の識別を個別契約毎に行っています。	
(4) ヘッジの有効性評価の方法	(4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用してお	同左
り、また、為替予約については振当処理を行って	
いるため、ヘッジの有効性の判定を省略していま	
T. 7.0 M. H. 76 T. 7.0 M. A. 7. T.	
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に	同左
よっています。	

# 【会計方針の変更】

)/.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	NOTE ALL A STEEL ST
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年10月1日	(自 平成22年10月1日
1721	11.1
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)
	1 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用
	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基
	準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び
	「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企
	21/2/11/2011 24/ 22/11/2011 12/11/2011
	業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適
	用しています。
	なお、この変更に伴う損益に与える影響はありま
	せん。
	2 「企業結合に関する会計基準」等の適用
	当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」
	(企業会計基準第21号 平成20年12月26日) 、「『研
	究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会
	計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に
	関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12
	月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会
	計基準に関する適用指針  (企業会計基準適用指針
	第10号 平成20年12月26日) を適用しています。
	第10万 平成20中12月20日) を週用していまり。

# 【注記事項】

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成22年 9 月30日)			当事業年度 (平成23年9月30日)	
1	偶発債務について		1	偶発債務について	
	保証債務残高			保証債務残高	
	連結子会社(㈱ニチノーサー	ビス) が金融機		連結子会社(㈱ニチノーサー	-ビス)が金融機
	関を引受人とする無担保社債	を発行すること		関を引受人とする無担保社債	<b>責を発行すること</b>
	に対し債務保証しています。			に対し債務保証しています。	
	期末残高	500百万円		期末残高	425百万円
<b>※</b> 2	関係会社に対する債権		<b>※</b> 2	関係会社に対する債権	
	区分掲記されたもの以外で各科目	に含まれている		区分掲記されたもの以外で各科目	目に含まれている
	関係会社に対する債権は次のとお	りです。		関係会社に対する債権は次のとお	3りです。
	受取手形	402百万円		受取手形	217百万円
	売掛金	274 "		売掛金	251 "
	短期貸付金	209 "		短期貸付金	268 "

	前事業年度 (自 平成21年10月1日	<u> </u>			当事業年度 (自 平成22年10月1日	`	
\% 1	至 平成22年9月30日 製品・商品の他勘定振替高	)		N/ 1	至 平成23年9月30日 製品・商品の他勘定振替高	)	
	製品・問品の他樹足振沓局 (イ)製品				表面・間面の他歯足派管局 (イ)製品		
'	スプラスロー	407	5万円		見本費勘定へ振替高	45	百万円
	充平負	49 t 122			充平負勁足、派音同 廃棄損	45 t 105	
	その他	32			<del>展来頃</del> その他	268	"
	計	204			計	419	
	(口)商品	204	<i>"</i>		(口)商品	419	"
'	、ロノ岡田 見本費勘定へ振替高	2∃	百万円		見本費勘定へ振替高	0.5	百万円
	充平負 國足、派官同 廃棄損		1) []		元本負動だい版音同 廃棄損	∠ ⊧ 57	
	その他	25 79			その他	90	"
	- E 6 2 個 - 計	107			計	150	
<b>※</b> 2	販売費及び一般管理費	107	<i>''</i>	<b>※</b> 2		150	<i>"</i>
	- 販売負及び一般管理費のうち、 (イ)販売費及び一般管理費のうち、	販売费	に届する		(イ)販売費及び一般管理費のうち、	販売费	に届せる
	オノ				費用は、おおよそ42%であり、		
	する費用は、おおよそ59%です				する費用は、おおよそ58%です		
	び金額は次の通りです。	,。工女	'4月/11/人		び金額は次の通りです。	/。 工女	'4 月/11/人
	運賃	578	百万円		運賃	648 E	5万円
	従業員給料	2, 171			従業員給料	2, 210	
	賞与引当金繰入額	401	"		賞与引当金繰入額	402	
	従業員賞与	398	"		従業員賞与	419	
	役員賞与引当金繰入額	25	"		役員賞与引当金繰入額	20	
	退職給付費用	237	"		退職給付費用	233	"
	役員退職慰労引当金繰入額	11	"		委託研究費	1,002	"
	委託研究費	1, 162	"		賃借料	662	"
	賃借料	662	"		手数料	1, 440	"
	手数料	1, 303	"		減価償却費	620	"
	減価償却費	601	"				
	(ロ)販売費及び一般管理費に含まれ	っている	研究開発		(ロ)販売費及び一般管理費に含まれ	ている	研究開発
	費は3,749百万円です。				費は3,614百万円です。		
<b>※</b> 3	固定資産処分損			₩3	固定資産処分損		
	建物	4百	万円		建物	29百	万円
	構築物	3	"		構築物	7	"
	機械及び装置	15	"		機械及び装置	17	<i>II</i>
	工具、器具及び備品	0	"		工具、器具及び備品	0	"
	その他	3	"		その他	3	"
	計	27	"		計	58	<i>11</i>
<b>※</b> 4	各科目に含まれている関係会社は	こ対する	ものは、	<b>※</b> 4	各科目に含まれている関係会社に	こ対する	ものは、
	次のとおりです。				次のとおりです。		
	受取配当金	54∄	万円		受取配当金	62首	万円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加 減少		当事業年度末
普通株式 (株)	3, 005, 138	28, 791	_	3, 033, 929

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28,791株

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加 減少		当事業年度末
普通株式 (株)	3, 033, 929	28, 475	_	3, 062, 404

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

28,475株

前事業年度 平成21年10月1日 (自 平成22年9月30日) 至

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
- 有形固定資產

主として基幹システムのハードウェア類(工具、器 具及び備品)です。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に 記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう ち、 リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリ ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっており、その内容は次のとおり です。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額

> 工具器具 及び備品

取得価額 66百万円 相当額 減価償却 累計額 54 " 相当額 期末残高 12 " 相当額

> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	8百万円
1年超	4 "
合計	12 "

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算 定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

12百万円

減価償却費相当額

定額法によっています。

12 "

④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

当事業年度 平成22年10月1日 (白 至 平成23年9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
- 有形固定資產

主として基幹システムのハードウェア類(工具、器 具及び備品)です。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に 記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう ち、 リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリ ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっており、その内容は次のとおり です。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額

> 工具器具 及び備品

取得価額 43百万円 相当額 減価償却 累計額 39 " 相当額 期末残高 4 "

相当額

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内 3百万円 1年超 0 " 合計

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算 定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

4百万円

減価償却費相当額

4 "

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっています。

#### (有価証券関係)

前事業年度(平成22年9月30日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,802百万円、関連会社株式270百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

#### 当事業年度(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,802百万円、関連会社株式270百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## (税効果会計関係)

前事業年度	1)	当事業年度 (平成23年 Q 日 30日)		
(平成22年9月30日 1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 退職給付引当金 投資有価証券評価損 確定給付企業年金未払額 土地減損損失 その他	の発生の主な原因別 163百万円 770 " 565 " 326 " 167 "	(平成23年9月30日 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 退職給付引当金 投資有価証券評価損 確定給付企業年金未払額 土地減損損失 その他	D発生の主な原因別 163百万円 750 " 547 " 251 " 167 "	
その他 繰延税金資産 小計 評価性引当額 繰延税金資産 合計 (繰延税金負債) 退職給付信託設定益 その他有価証券評価差額金 繰延税金負債 合計 繰延税金資産の純額	394 " 2,388 " △333 " 2,054 "  △104 " △296 " △400 " 1,653 "	その他 繰延税金資産 小計 評価性引当額 繰延税金資産 合計 (繰延税金負債) 退職給付信託設定益 その他有価証券評価差額金 繰延税金負債 合計 繰延税金資産の純額	389 " 2, 269 " △333 " 1, 935 "  △98 " △247 " △346 " 1, 589 "	
2 法定実効税率と税効果会計適用率との差異の原因となった主な法定実効税率(調整)交際費等永久に損免に算入されない項目受取配当金等永久に益金に第入されない項目住民税均等割等試験研究費税額控除その他税効果会計適用後の法人税等の負担率		2 法定実効税率と税効果会計適用を率との差異の原因となった主な項法定実効税率 (調整) 交際費等永久に 損金に算入されない項目 受取配当金等永久に 益金に算入されない項目 住民税均等割等 外国税額控除 試験研究費税額控除 試験研究費税額控除 その他 税効果会計適用後の 法人税等の負担率		

## (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	508円26銭	1株当たり純資産額	526円75銭
1株当たり当期純利益	20円31銭	1株当たり当期純利益	28円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載をしていません。 算定上の基礎 1 1株当たり純資産額		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載をしていません。 算定上の基礎 1 1株当たり純資産額	
貸借対照表の純資産の部の 合計額	34,049百万円	貸借対照表の純資産の部の 合計額	35,273百万円
普通株式に係る純資産額	34,049百万円	普通株式に係る純資産額	35,273百万円
貸借対照表の純資産の部の合計 額と1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式に係る会 計年度末の純資産額との差額	一百万円	貸借対照表の純資産の部の合計 額と1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式に係る会 計年度末の純資産額との差額	一百万円
普通株式の発行済株式数	70,026,782株	普通株式の発行済株式数	70,026,782株
普通株式の自己株式数	3,033,929株	普通株式の自己株式数	3,062,404株
1株当たり純資産の算定に用い られた普通株式の数	66, 992, 853株	1株当たり純資産の算定に用い られた普通株式の数	66, 964, 378株
2 1株当たり当期純利益		2 1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	1,360百万円	損益計算書上の当期純利益	1,909百万円
普通株式に係る当期純利益	1,360百万円	普通株式に係る当期純利益	1,909百万円
普通株式の期中平均株式数	67,005,072株	普通株式の期中平均株式数	66, 975, 846株

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

# 【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
㈱みずほフィナンシャルグループ	1, 808, 729	206
関東電化工業㈱	416, 000	158
Philagro Holding S.A.	40,000	104
㈱青森銀行	300, 641	80
日本化薬㈱	99, 877	80
㈱ツムラ	32, 000	79
イハラケミカル工業㈱	253, 439	75
三井住友トラストホールディングス(株)	267, 217	69
鹿島動力(株)	3, 580	53
住友化学㈱	153, 000	46
その他(36銘柄)	2, 164, 533	518
計	5, 539, 016	1, 471

# 【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
国内譲渡性預金	_	3, 500
計	_	3, 500

#### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	9, 758	110	4	9, 865	6, 095	227	3,770
構築物	2, 362	31	40	2, 354	1,863	51	490
機械及び装置	14, 328	441	281	14, 488	12, 561	447	1,927
車両運搬具	74	5	_	79	60	8	18
工具、器具及び備品	3, 893	174	13	4, 054	3, 599	203	454
土地	5, 326	137	_	5, 463	_	_	5, 463
リース資産	22	_	_	22	9	4	13
建設仮勘定	90	558	476	172	_	_	172
有形固定資産計	35, 857	1, 458	815	36, 500	24, 190	942	12, 310
無形固定資産							
借地権	126	1	_	127	_	_	127
ソフトウエア	1, 174	87	24	1, 236	934	243	302
リース資産	12	_	_	12	5	2	6
施設利用権	71	_	_	71	50	3	20
無形固定資産計	1, 384	88	24	1, 448	990	249	457
長期前払費用	78	_	_	78	78	9	_

(注) 1 当期増加額の主なものは下記のとおりです。

建物	㈱ニチノーサービス福島事業所	(排水処理棟)	30百	万円
	㈱ニチノーサービス佐賀事業所	(排水処理棟)	38	"
機械装置	㈱ニチノーサービス福島事業所	(排水処理設備)	127	"
	㈱ニチノーサービス佐賀事業所	(排水処理設備)	110	"
工具、器具及び備品	総合研究所(実験器具類)		123	"
土地	スポーツ施設土地購入		137	"
ソフトウェア	本社(基幹システム等)		29	"

2 当期償却額は下記のとおり計上されています。

製造経費580百万円販売費及び一般管理費620 "計1,201 "

3 長期前払費用の償却は、法人税法に規定する均等償却で処理しています。

### 【引当金明細表】

区分	前期末残高	当期増加額			当期末残高	
区刀	(百万円)	(百万円)	目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	(百万円)	
貸倒引当金	21	0	_	<b>※</b> 1 5	16	
賞与引当金	401	402	401	_	402	
役員賞与引当金	25	20	25	_	20	
返品調整引当金	40	43	_	<b>※</b> 2 40	43	

<sup>(</sup>注) ※1 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、ゴルフ会員権の償還による戻入です。

<sup>※2</sup> 返品調整引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は洗替によるものです。

# (2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

## (イ)現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	3
預金	
当座預金	132
普通預金	627
通知預金	1, 255
別段預金	2
定期預金	1,500
小計	3, 517
合計	3, 520

### (口)受取手形

## (a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
全国農業協同組合連合会	1,018
小泉商事㈱	465
小柳協同㈱	319
㈱コハタ	290
トヤマ農材㈱	213
その他	1,700
合計	4,007

# (b)期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年10月満期	1, 492
平成23年11月満期	1, 270
平成23年12月満期	736
平成24年1月満期	370
平成24年2月以降満期	137
승計	4,007

### (ハ)売掛金

#### (a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
双日㈱	1, 382
住商アグロインターナショナル㈱	1, 111
カネコ種苗㈱	424
Bayer CropScience AG	420
全国農業協同組合連合会	396
その他	3, 275
合計	7,010

#### (b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365
6, 591	37, 116	36, 697	7, 010	84. 0	66. 9

<sup>(</sup>注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

### (二)商品及び製品

種類	商品 (百万円)	製品 (百万円)	半製品 (百万円)	合計 (百万円)
殺虫剤	102	1,062	69	1, 235
殺菌剤	148	742	516	1, 407
殺虫殺菌剤	13	397	5	416
除草剤	54	874	6	935
その他	30	181	902	1, 114
合計	349	3, 257	1,501	5, 109

### (ホ)仕掛品

種類	金額(百万円)
殺虫剤	285
殺菌剤	53
殺虫殺菌剤	3
除草剤	126
その他	48
合計	517

### (へ)原材料及び貯蔵品

品名	金額(百万円)	
原材料		
プリンス原体	61	
リナキシピル原体	60	
EMC A	53	
イソウロン原体	52	
ダニトロン原体	38	
その他	965	
計	1, 230	
貯蔵品		
各種ダンボールケース	6	
各種袋	46	
各種瓶・缶	19	
その他	52	
計	124	
合計	1, 355	

### 固定資産

### 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
㈱ニチノー緑化	160
㈱ニチノーレック	60
㈱ニチノーサービス	3, 400
ニチノーアメリカインコーポレーテッド	66
日本エコテック㈱	20
日佳農葯股份有限公司	89
ニチノーヨーロッパカンパニーリミテッド	6
㈱ADEKA	659
その他	270
合計	4,732

### 流動負債

## (イ)支払手形

### (a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
ネオライト興産㈱	38	
新ケミカル商事㈱	36	
㈱日本ファインケム	29	
北酸㈱	21	
山田化成㈱	15	
その他	146	
合計	290	

### (b)期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年10月満期	92
平成23年11月満期	79
平成23年12月満期	41
平成24年1月満期	77
合計	290

### (ロ)買掛金

相手先	金額(百万円)	
旭硝子㈱	711	
全国農業協同組合連合会	311	
BASFジャパン㈱	241	
長瀬産業㈱	191	
科研製薬㈱	166	
その他	2, 255	
合計	3,878	

#### (ハ)未払費用

相手先	金額(百万円)	
㈱ニチノーサービス	433	
全国農業協同組合連合会	355	
日本曹達㈱	194	
クミアイ化学工業(株)	91	
双日㈱	64	
その他	962	
승計	2, 102	

### (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1 単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 一 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。ホームページアドレス http://www.nichino.co.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 当社定款の定めにより、当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができません。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第111期)	自至	平成21年10月1日 平成22年9月30日	平成22年12月20日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第111期)	自 至	平成21年10月 1 日 平成22年 9 月30日	平成22年12月20日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書 及び確認書	第112期 第1四半期	自 至	平成22年10月 1 日 平成22年12月31日	平成23年2月10日 関東財務局長に提出
		第112期 第2四半期	自至	平成23年1月1日 平成23年3月31日	平成23年5月13日 関東財務局長に提出
		第112期 第3四半期	自至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	平成23年8月5日 関東財務局長に提出

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月14日

日本農薬株式会社 取締役会 御中

#### 協和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 髙 山 昌 茂 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小 澤 昌 志 ⑩

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本農薬株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農薬株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本農薬株式会社の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本農薬株式会社が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

<sup>※1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

#### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月16日

日本農薬株式会社 取締役会 御中

#### 協和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 髙 山 昌 茂 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小 澤 昌 志 ⑩

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本農薬株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農薬株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本農薬株式会社の平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本農薬株式会社が平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

<sup>※1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

#### 独立監査人の監査報告書

平成22年12月14日

日本農薬株式会社 取締役会 御中

#### 協和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 髙 山 昌 茂 ⑩

代表社員 公認会計士 小 澤 昌 志 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本農薬株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農薬株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>※1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

#### 独立監査人の監査報告書

平成23年12月16日

日本農薬株式会社 取締役会 御中

#### 協和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 髙 山 昌 茂 ⑩

代表社員 公認会計士 小 澤 昌 志 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている日本農薬株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第112期事業年度の財 務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行っ た。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を 表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農薬株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>※1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成23年12月22日

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神 山 洋 一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目2番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長神山洋一は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することが出来ない可能性があります。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成23年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められている財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

内部統制の評価においては、当社グループでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」という)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該統制に関係する適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等を実施することにより、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社6社のうち3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金銭的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社3社および持分法適用会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産及び固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、財務報告への影響を勘案して重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

#### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長神山洋一は、平成23年9月30日現在における、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

#### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

# 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出日】 平成23年12月22日

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神 山 洋 一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目2番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長神山洋一は、当社の第112期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

#### 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。